

2020年度 赤い羽根福祉基金 助成事業

高校中退防止と困窮孤立する子供への  
居住就労生活の総合支援事業  
報告書

特定非営利活動法人 抱樸

2021年3月

## 【目次】

<b>1. 事業の目的と内容、社会的背景、事業の仕組み</b>	<b>1</b>
1.1 目的	1
1.2 社会的背景	2
1.3 本事業に取り組む、法人としてのこれまでの経緯	11
1.4 中間報告時点での到達点と残された課題	11
<b>2. コロナ禍における社会的に孤立状態に陥りやすい子ども・若者たちとその家族に対する伴走型支援－「子ども・家族まるごと支援」事業</b>	<b>14</b>
2.1 事業の説明	14
2.2 北九州市における新型コロナウイルス感染症の状況	18
2.3 コロナ禍の生活困窮世帯への影響	21
2.4 コロナ禍による伴走型支援への影響	23
2.5 コロナ禍における伴走型支援の実際	24
2.6 まとめと展望	38
<b>3. 社会的に孤立しがちな若者への「居住」「就労」「生活」の包括的な支援－「プラザ抱樸」事業</b>	<b>40</b>
3.1 事業の概要	40
3.2 ケース分析－「プラザ抱樸」入居者の状況	45
3.3 ソーシャルワークの視点からみた「プラザ抱樸」事業	69
3.4 「プラザ抱樸」事業の効果と課題	77
<b>4. 事業の成果と残された課題</b>	<b>83</b>
4.1 困窮・孤立状態にある子どもとその家族への伴走型支援	83
4.2 「居住」「就労」「生活」の一体的支援（「プラザ抱樸」）	84

(執筆分担)

**坂本毅啓**：北九州市立大学 基盤教育センター 准教授

本事業主任研究員

(担当) 第1章、第4章

**添田祥史**：福岡大学 人文学部 准教授

本事業研究員

(担当) 第2章1節、2節、3節、4節、5節3項・4項、6節

**勅使河原航**：北九州市立大学 地域創生学群 特任教員

本事業研究員

(担当) 第2章5節1項・2項

**西田心平**：北九州市立大学 基盤教育センター 教授

本事業研究員

(担当) 第3章1節、4節

**吉武由彩**：福岡県立大学 人間社会学部 講師

本事業研究員

(担当) 第3章2節1項・2項・3項

**稲月正**：北九州市立大学 基盤教育センター 教授

本事業研究員

(担当) 第3章2節4項・5項

**寺田千栄子**：北九州市立大学 基盤教育センター・地域創生学群 准教授

本事業研究員

(担当) 第3章3節、

# 1. 事業の目的と内容、社会的背景、事業の仕組み

## 1.1 目的

本事業「高校中退防止と困窮孤立する子供への居住就労生活の総合支援事業」における事業目的と、目的を達成するために取り組む事業は、次の通りである。

### 【目的】

- ① 困窮・孤立状態にある（不登校、引きこもり傾向のある）対象者とその家族への訪問型相談支援を実施し、状況の改善や家族も含めた生活能力の改善、社会参加を目指す。
- ② 対象者への学習支援や居場所支援を実施し、学力の向上や進学支援だけでなく、支援員やボランティアとの関係を深めることにより、相談できる関係づくり、特に高校進学後も相談に来やすい環境を確保する。
- ③ 高校生に対して、訪問型相談支援、学習支援及び居場所支援を実施し、学校や進路の悩みを相談できることにより中退を防止する。
- ④ 生活保護世帯や児童養護施設入所者など、高校卒業時に家族に頼ることができない子ども達に対して、「居住」「就労」「生活」の一体的支援を実施し、安定的な生活を継続できることを目指す。

### 【実施事業】

- ① 訪問型相談支援の実施
- ② 被保護・生活困窮状態にある児童・生徒とその家族への包摂型世帯支援の実施
- ③ 就労体験や就労支援の実施
- ④ 高校卒業時、家族に頼ることができない孤立状態にある子ども・若者に対する居住・就労・生活の一体的支援の在り方に関する検討とパイロット事業の実施

上記の目的と事業の実施を通して、次のような成果が期待されると考えられる。

### 【期待される成果】

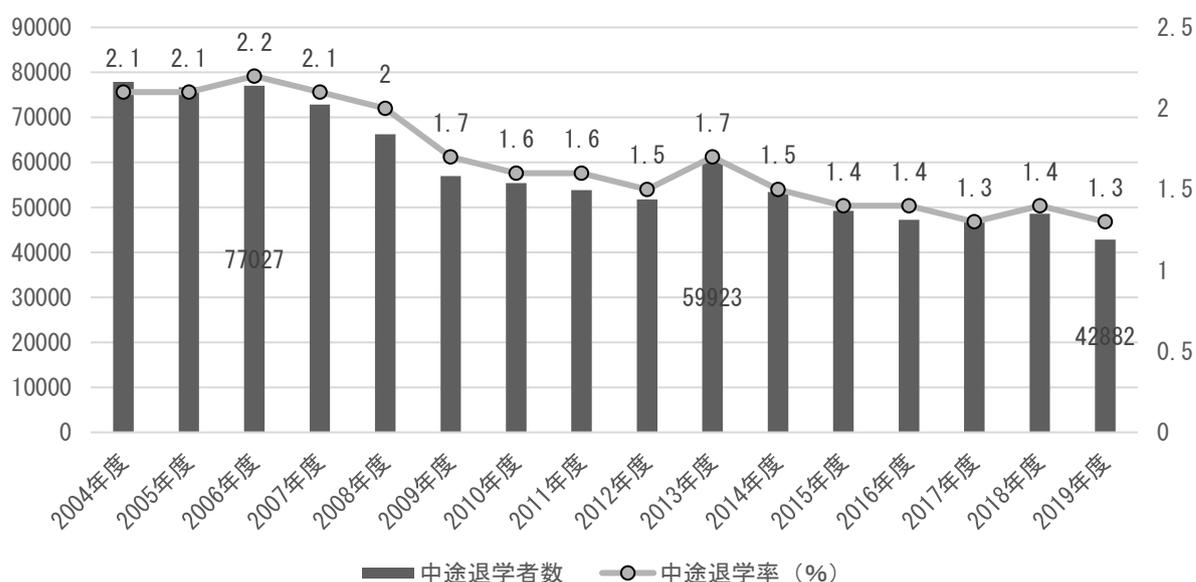
- ① 社会的孤立状態にある子どもとその家族に対して、支援員をはじめとする様々な社会資源が関わることにより、状況の改善と困窮・孤立からの脱出を図る。
- ② 義務教育終了後の制度的にも手薄な年代の子どもたちへ高校中退防止支援や就労支援、居住支援、生活支援を実施することにより、就労継続や安定的な生活を送れるようになる。
- ③ 企業にとっても、単なる「社会貢献」による協力ではなく、人手・人材不足の解消にもつながることにより、協力、継続しやすい。

- ④ 生活支援を行う支援員が対象者の職場の悩みなどを聴くことにより、就職先企業と連携し、状況の改善や就労継続、もしくは転職支援を行うことができる。
- ⑤ 困窮・孤立状態にある子ども・若者たちが社会から「支えられる」存在から、社会を「支える」存在にもなっていく相互性の共生社会を作る。

## 1.2 社会的背景

上記のような事業に取り組むべき社会的背景には、高校中途退学者数及び中途退学率の下げ止まりを挙げることができる。図表 1-1 のように、高校中途退学者数はピークの 77,027 人（2006 年度）から減少を始め、2013 年度に一度増加が見られたが、2019 年度ではピークの約 3 分の 2 となる 42,882 人へ減少している。これを全ての高校在籍者数を分母として中途退学率（％）を計算し、その推移を見てみると、ピークは同じく 2006 年度の 2.2％であったが、2018 年度には 1.3％となっている。ある程度の長さで見ると、中途退学者数及び中途退学率はともに減少傾向にあると言えるが、2014 年度以降は中途退学率 1.4±0.1％となっており、下げ止まり状態にあると言える。これまでとは異なる、新たな取り組みが必要な段階に到達したと考えることができよう。

図表 1-1 高校中途退学者数ならびに中途退学率の推移



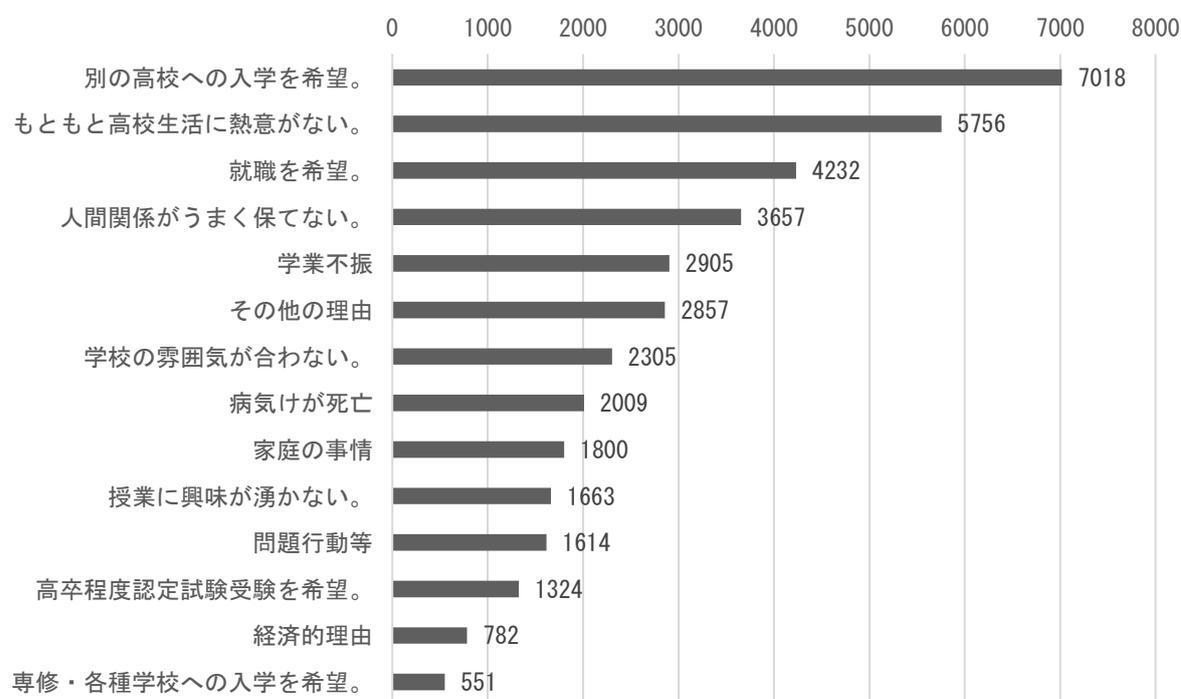
（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和元年度）」を基に筆者作成。

それでは、高校を中途退学する理由はどこにあるのであろうか。文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和元年度）」の結果から掘り下げていく。図表 1-2 に示したように、中途退学理由としては「進路変更」の 1 つであ

る「別の高校への入学を希望」が7018人と最も多い。次いで「学校生活・学業不適應」の1つである「もともと高校生活に熱意がない」が5756人となっており、子ども達の立場に立ち、寄り添う形でサポートを行う存在が必要であることが分かる。また、「家庭の事情」が1800人、「経済的理由」が782人となっており、子どもが生活している家族の状態が中退へ影響を与えていることが分かる。

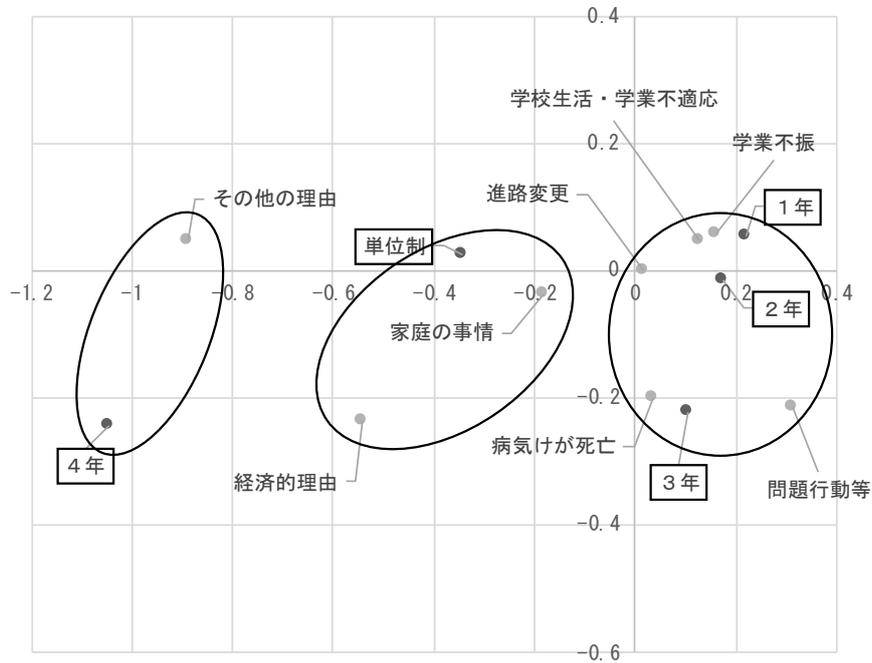
図3は、学年別の中途退学理由に主たる理由として該当する人数を集計した表を基にコレスポネンス分析を行ったものを図示化したものである。各学年のカテゴリースコアを基に学年間のユークリッド平方距離を求め、その平均値の半分を閾値として分類を行った。その結果、4年生では「その他の理由」、単位制高校では「家庭の事情」、「経済的理由」が中途退学理由として特徴があると言える。

図表 1-2 中途退学理由 (N=42,882)



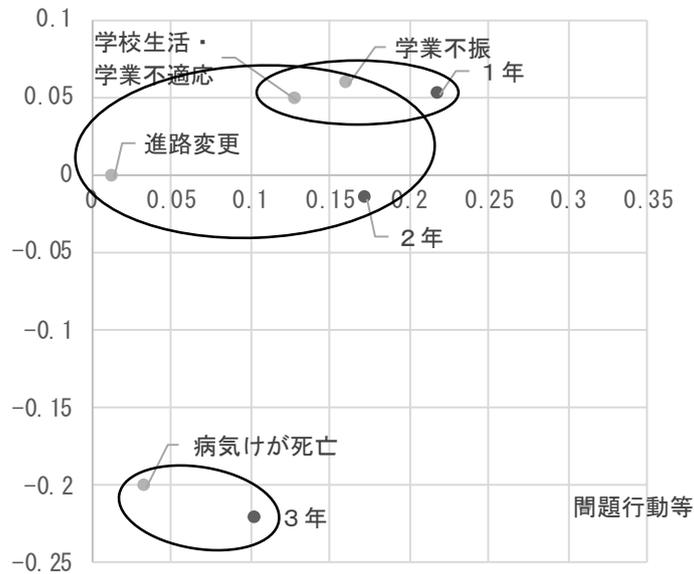
(資料) 文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

図表 1-3 コレスポネンス分析（学年と中途退学理由）



(資料) 文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

図表 1-4 コレスポネンス分析（1～3年と中退理由）

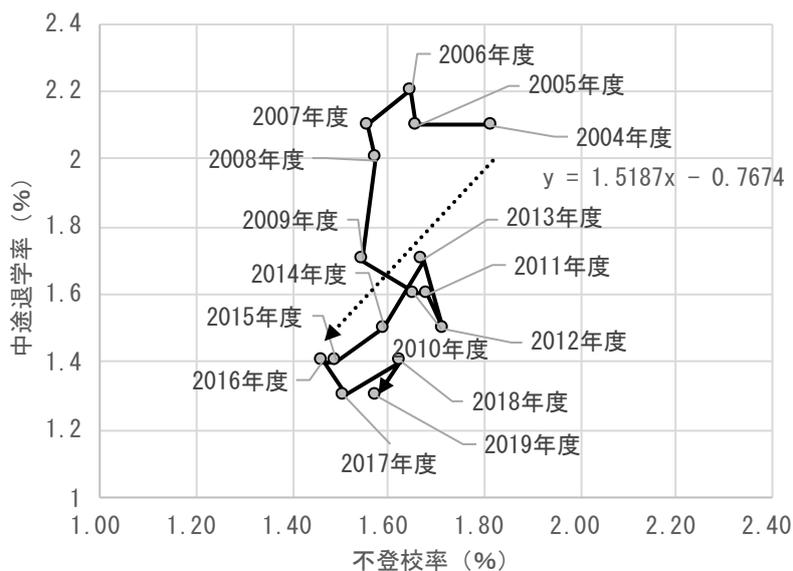


(資料) 文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

図表 1-3 で用いた集計表を基に、1年から3年までに絞って中退理由を分類すると、1年では「学業不振」、「学校生活・学業不適応」が主な理由であった。2年では1年と同じく

「学業不振」と「学校生活・学業不適応」の2つに加えて、「進路変更」が含まれるようになる。3年では「病気が死亡」が理由となっている。なお「問題行動等」についてはどの学年からもほぼ等距離に離れて位置しており、いずれの学年においてもおなじ程度の関係性であると言える。

図表 1-5 不登校率と高校中退率の推移 (2004年度～2019年度)



(資料) 文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

学校生活になじめなかったり、家庭の事情から高校を中退せざるを得ないような子ども達は、いきなり高校を中途退学することになるのではなく、前段階として不登校などの長期欠席状態を経て、最終的な結果として中退へといたる。2004年度から2019年度までの不登校率と高校中退率を二次平面上にプロットしたのが図表 1-5 である。不登校率と中退率がある程度の相関関係を持っているのではないかと推測される。

そこで、不登校率と中途退学率の関係について相関関係を求めることとした。さらに、不登校から高校中退に至るまでに時間差があるとするなら、ある年度の不登校率に対して、その同年度の中退率と、翌年度の中退率のそれぞれの相関関係に違いがあると考え、その相関関係係数を求めた。その結果が図表 1-6 である。その結果、中途退学率は同年度の不登校率との間に有意な相関関係は認められなかった。次に不登校率とその翌年度の中退率に注目すると、相関係数が 0.517 (P=0.048) と正の相関関係が認められた。ただし不登校率と2年後の中退率との間には相関関係が認められなかった。図表 1-7 に示したように不登校よりも大きな範囲を含む長期欠席率を軸に見てみると、中途退学率と翌年度の中途退学率ともかなり強い相関関係があると言える。

図表 1-6 不登校率と中退率の相関関係 (2005 年度～2019 年度)

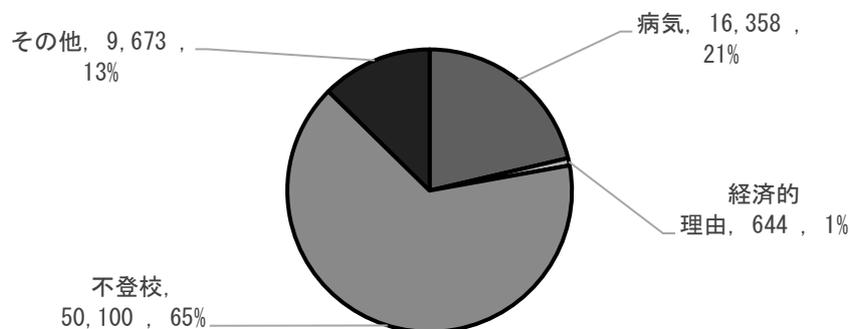
		不登校率 (%)	長期欠席率 (%)	中途退学率 (%)	翌年度の中退率 (%)	2年後の中退率 (%)
不登校率 (%)	Pearson の相関係数	1	.496	.438	.517*	.319
	有意確率 (両側)		.051	.090	.048	.228
	度数	16	16	16	15	16
長期欠席率 (%)	Pearson の相関係数	.496	1	.958**	.954**	.635**
	有意確率 (両側)	.051		.000	.000	.008
	度数	16	16	16	15	16
中途退学率 (%)	Pearson の相関係数	.438	.958**	1	.919**	.709**
	有意確率 (両側)	.090	.000		.000	.002
	度数	16	16	16	15	16
翌年度の中退率 (%)	Pearson の相関係数	.517*	.954**	.919**	1	.743**
	有意確率 (両側)	.048	.000	.000		.001
	度数	15	15	15	15	15
2年後の中退率 (%)	Pearson の相関係数	.319	.635**	.709**	.743**	1
	有意確率 (両側)	.228	.008	.002	.001	
	度数	16	16	16	15	16

\*. 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

\*\* . 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

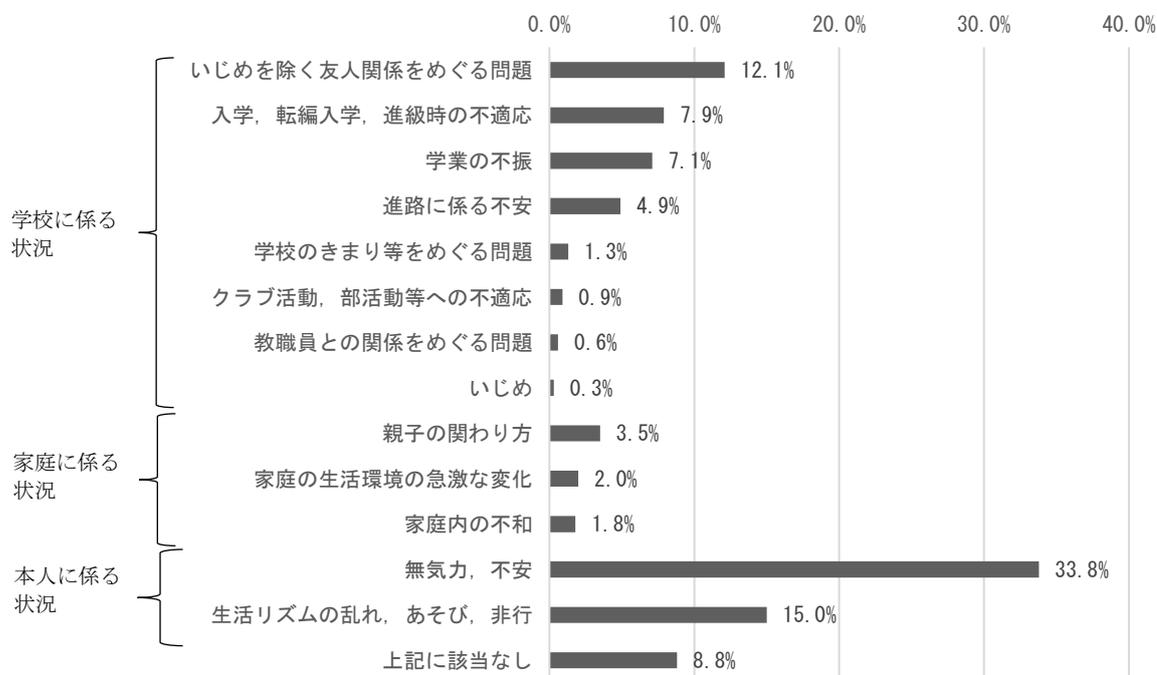
(資料) 文部科学省「前掲資料」を基に、筆者が SPSS を使用して統計解析を行った。

図表 1-7 長期欠席の理由 (N=76, 775)



(資料) 文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

図表 1-8 不登校の要因（2019年度、%、N=50,100）



（資料）文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

次に不登校対策を考える前提として、不登校の要因を「学校に係る状況」、「家庭に係る状況」、「本人に係る状況」の見ていくことにする。学校に係る状況は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が12.1%と最も多く、「入学、転編入学、進級時の不適応」が7.9%、「学業の不振」が7.1%と続いた。

家庭に係る状況としては「親子の関わり方」が3.5%と最も多く、次いで「家庭の生活環境の急激な変化」が2.0%、「家庭内の不和」1.8%となっている。

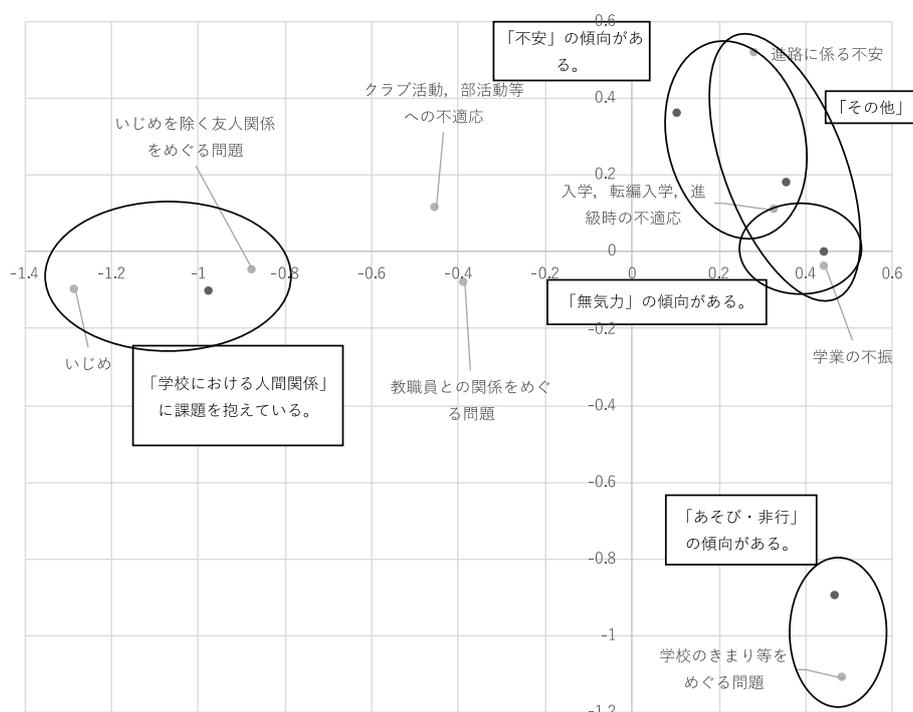
本人に係る状況としては「無気力、不安」が33.8%となっており、これはすべての項目の中でも最も多い。次いで「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が15.0%となっている。

図表 1-9 不登校の要因の内、本人に係る要因別に見た学校に係る状況のクロス集計

	学校に係る状況の合計	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学・転編入学・進級時の不適応
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	8,436	166	5,656	255	662	306	389	224	778
	100.0%	2.0%	67.0%	3.0%	7.8%	3.6%	4.6%	2.7%	9.2%
「あそび・非行」の傾向がある。	3,290	1	355	48	1,162	138	35	974	577
	100.0%	0.0%	10.8%	1.5%	35.3%	4.2%	1.1%	29.6%	17.5%
「無気力」の傾向がある。	10,536	6	953	146	4,455	1,223	149	668	2,936
	100.0%	0.1%	9.0%	1.4%	42.3%	11.6%	1.4%	6.3%	27.9%
「不安」の傾向がある。	9,466	27	1,992	131	2,395	2,506	257	150	2,008
	100.0%	0.3%	21.0%	1.4%	25.3%	26.5%	2.7%	1.6%	21.2%
「その他」	2,689	8	268	33	762	498	88	139	893
	100.0%	0.3%	10.0%	1.2%	28.3%	18.5%	3.3%	5.2%	33.2%
計	34,417	208	9,224	613	9,436	4,671	918	2,155	7,192
	100.0%	0.6%	26.8%	1.8%	27.4%	13.6%	2.7%	6.3%	20.9%

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(平成30年度)」を基に筆者作成。

図表 1-10 コレスポネンダ分析（本人の要因と学校の要因の位置関係）



（資料）文部科学省「前掲資料」を基に筆者作成。

本人の状況と学校の状況の関係性について、前年度の資料となるが文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(平成30年度)」にクロス集計結果が掲載されている。集計結果を基に加工編集したものが図表 1-9 である。図表 1-3 と同様にユークリッド平方距離から閾値を設定して、本人の要因と学校の要因を分類整理した。その結果、「学校における人間関係」に課題を抱えている生徒の場合、「いじめ」と「いじめをのぞく友人関係をめぐる問題」が特徴として挙げられる。「無気力」の傾向がある生徒の場合は「学業の不振」と「入学、転編入学、進級時の不適応」が特徴として分類された。「不安」の傾向がある生徒は「進路に係る不安」「入学、転編入学、進級時の不適応」が特徴として分類された。そして「あそび・非行」の傾向がある生徒の場合は「学校のきまり等をめぐる問題」が分類された。

以上から、不登校状態になった背景には学校における人間関係に悩みを抱えており、いじめや、友人・教職員との関係、そして部活動等への不適応があるということが言える。不登校の状態になった子ども達の中には、人間関係をうまく築くことができないことに悩み、そこから社会的孤立へと進んでいく流れが想像することができる。そのように陥らないためには、子ども達の悩みに寄り添える支援者の存在が不可欠であり、子ども達にとって利用しやすい居場所や支援サービスが必要であると言える。

図表 1-11 児童福祉施設等の現状

里親	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う（定員5～6名）	
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	委託児童数
	12,315世帯	4,379世帯	5,556人			
（里親は重複登録有り）	区分	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人	
		専門里親	702世帯	193世帯	223人	
		養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人	
		親族里親	588世帯	558世帯	777人	
					ホーム数	372か所
					委託児童数	1,548人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数（公立・私立）	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 10,068人 （母親を含む）	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成31年3月末現在）  
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）  
 ※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成30年10月1日現在）  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成31年3月1日現在）  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

出典：厚生労働省（2020）『令和2年度 厚生労働白書』資料編、P.186 より転載。

社会から孤立する状態にある子どもたちは、不登校や長期欠席状態にある子どもたちだけではない。様々な事情から家族に頼ることができない状態で高校などを卒業する若者や、子どもでありながら家族の誰かの養護・介護等を行う「ヤングケアラー」なども、同様である。

例えば、児童養護施設は全国に605ヶ所設置されており、2019年時点で約25,000人が生活をしている（図表1-11参照）。そのうち、厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）」によれば、2018年2月時点で高校生に該当する子どもは16歳が2,091人、17歳が1,999人、18歳が1,699人となっている（図表1-12参照）。

図表 1-12 現在の年齢別児童数

	児 童 数							
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	5,382	27,026	1,367	1,448	3,023	5,308	1,513	616
男	2,701	14,185	1,063	1,185	1,606	2,694	840	318
女	2,673	12,879	371	481	1,389	2,594	670	290
0歳	164	-	-	-	662	162	11	-
1歳	201	9	-	-	1,020	331	15	-
2歳	218	190	-	-	868	407	27	-
3歳	273	711	-	-	320	420	36	-
4歳	279	1,041	1	-	89	443	45	-
5歳	287	1,281	1	-	31	429	59	-
6歳	236	1,349	3	-	8	398	68	-
7歳	249	1,340	27	-	-	375	97	-
8歳	251	1,427	49	-	-	353	76	-
9歳	234	1,668	79	8	-	333	68	-
10歳	265	1,755	110	18	-	297	90	1
11歳	244	1,892	136	48	-	251	71	-
12歳	248	1,909	178	126	-	225	102	-
13歳	289	1,958	165	205	-	200	102	-
14歳	324	2,225	208	405	-	198	101	-
15歳	336	2,236	191	479	-	176	129	7
16歳	382	2,091	74	73	-	129	128	89
17歳	406	1,999	68	22	-	117	136	124
18歳	362	1,699	47	12	-	52	106	169
19歳	114	215	5	2	-	1	38	158
平均年齢	10.2歳	11.5歳	12.9歳	14.0歳	1.4歳	7.3歳	11.6歳	17.7歳

注)総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。  
平均は、不詳を除く。

出典：厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部（2020）「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）」表1より一部改編して転載。

図表 1-13 児童養護施設の年長児童の就学状況

	総数	中3	中学卒	高1	高2	高3	高4	通信制	高校卒	大・短大	専修学	公職訓	その他	不詳
総数	8,412 100.0%	2,225 26.5%	44 0.5%	2,005 23.8%	1,881 22.4%	1,692 20.1%	36 0.4%	91 1.1%	40 0.5%	48 0.6%	72 0.9%	6 0.1%	110 1.3%	162 1.9%
男	4,190 49.8% [100.0]	1,119 [26.7%]	25 [0.6%]	1,045 [24.9%]	939 [22.4%]	844 [20.1%]	24 [0.6%]	41 [1.0%]	17 [0.4%]	18 [0.4%]	37 [0.9%]	5 [0.1%]	57 [1.4%]	19 [0.5%]
女	4,021 47.8% [100.0]	1,088 [27.1%]	19 [0.5%]	943 [23.5%]	925 [23.0%]	825 [20.5%]	11 [0.3%]	49 [1.2%]	22 [0.5%]	29 [0.7%]	34 [0.8%]	1 [0.0%]	49 [1.2%]	26 [0.6%]

注)総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。  
[ ]内の数字は、就学状況別構成割合。

出典：厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部「前掲資料」表34より転載。

同資料によれば図表 1-13 のように大学・短期大学及び専修学校へ通学している子どもは 120 人であり、高校卒業年齢に達した子どもの約 6%～7%程度である。これを仮の数値として設定すると、毎年全国で概ね 1,700 人から 1,900 人程度の子どもたちが就職等によって児童養護施設を退所していることになる。こういった子どもたちは児童養護施設を退所に向けたリービングケア（巣立ち支援）や、退所後のアフターケア支援を通して、社会の中で自立した生活を営むことができるように支援を受けているが、一方で退所後は職員の異動やそれ以外の理由から連絡が取れなくなるなど関係性が途切れることもある。家族に頼ることが難しいこのような子どもたちが、住居付きの就職を選択した場合、何らかの理由で仕事を退職することは同時に住居の喪失を意味する。いわば脆弱性を持っていると言え、このような子どもたちを視野に入れた就労支援、居住支援、生活支援の一体的な支援が求められていると言える。

### 1.3 本事業に取り組む、法人としてのこれまでの経緯

NPO 法人抱樸では、2013 年度より子どもへの支援事業を行っている。当法人は長年、ホームレス・困窮者支援を行ってきたが、その中で困窮者、特に困窮世帯の支援は課題が複合的であり、一時的に状況が改善したとしても、再び困窮状態に陥る可能性が高いと考えられるようなケースが少なくなかった。このような支援実績から、継続的に関わり続ける伴走型支援が有効であると認識するに至った。

子どもの支援においても、2013 年度の集合型学習支援から、2014 年度の訪問型学習支援を経て、2015 年度からは子どもだけではなく、その家族が抱えている課題も解決するための包摂型世帯支援「子ども・家族まるごと支援」を実施するに至り、子どもへの支援を入り口とした総合的な困窮世帯支援の仕組みの構築に取り組んできた<sup>1</sup>。全国の学習支援事業は「高校進学」を目標としていることが多いが、NPO 法人抱樸がこれまで取り組んできた支援では、高校進学後に不登校から中退、あるいは卒業に際しても就職の課題や就労継続できずに社会的孤立リスクを抱えたケースが多く見られた。つまり、義務教育終了後の 16 歳から社会に巣立っていく 18～20 歳頃までの支援が必要なのである。

さらに、親が困窮している場合、高校中退や就職の失敗をすると、そこから再チャレンジする機会も乏しく、結果的に長期の社会的孤立（引きこもり等）や反社会的な集団に取り込まれやすくなってしまふ。生活保護世帯の場合は、高校卒業後は世帯分離による独立を求められるケースがほとんどであり、「就職し、ひとり暮らしをする」という不安定な時期に見守りや周囲からのサポートを受けられないことが多い。特に児童養護施設入所者だった場合、親の支援（保証）を受けられないため、住居の確保が困難となり、結果的に寮付きの就

---

<sup>1</sup> これらの取り組みは厚生労働省でも評価され、2018（平成 30）年 10 月より改正・施工された新たな生活困窮者自立支援制度においても、従来の「子どもの学習支援事業」を拡充した「子どもの学習・生活支援事業」として、生活（世帯）支援を強化することにも寄与した。

職を優先する傾向が強くなり、職を失った場合そのまま住居を失うという事態に陥りやすく、生活はより不安定化することとなる。

NPO 法人抱樸におけるこれまでの支援実績から、上記のような取り組むべき課題（ニーズ）が明らかとなり、本事業に取り組むこととなった。

#### 1.4 中間報告時点での到達点と残された課題

2020年1月の中間報告時点での到達点と、その時点での残された課題について、ここでは整理しておく。

「社会的に孤立状態に陥りやすい子ども・若者たちとその家族に対する伴走型支援」から見ていく。中間報告では子どもたちや家族の状況が変化しやすい学校の夏休み期間に着目し、リスクが高いと思われたにもかかわらず変化が見られなかった家族と、同じくリスクの高さから生活が悪化した家族を取り上げ、事業の成果と課題について紹介した。

事業の成果としては、相談できる環境が家族のそばにある状態、つまり困窮・孤立状態にある家族との関係構築と、必要な時に即対応できる体制づくりが有効であるということが示された。家族全体でNPO 法人抱樸の社会資源（サービス）を活用することで、何かあった時に相談できる環境が身近にあることで、精神的な支えにつながり、生活の安定へと寄与している。逆に、そのような関係性を構築することができなかった家族においては、家族での生活が壊れてしまい、親子が分かれざるを得ない状態になった。現段階では家族の再統合に向けて努力している母親による「もっと早く抱樸に出会っていれば、もっと生活が変わっていたかもしれない」との発言は、それだけ重みと示唆を含んでいると言える。

事業としての中間時点で残された課題としては、学年の進級、進学に伴う環境の変化の中で、中退防止とともに子どもと家族への伴走型支援がどのような成果を出し、将来の自己実現と自立した生活へと結実できるかを検証する点は重要な残された課題である。今後も継続的な事業の展開と、その成果分析が求められる。また、2020年の3月には新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者が本事業の地域でも発生した。この新型コロナウイルスの感染拡大という状況が、家族や子どもたちに対してどのような影響を与え、そしてどのような支援が行われたのかについても、次章以降で触れることにする。

次に、生活保護世帯や児童養護施設入所者など、高校卒業時に家族に頼ることができない子ども達に対して、「居住」「就労」「生活」の一体的支援を実施し、安定的な生活を継続できることを目指すという目的を達成するための取り組みが「プラザ抱樸」事業である。中間段階では2名の利用者と、1名の利用予定者を事例として取り上げて紹介した。そこから見えてきた成果は、「プラザ抱樸」が高校や大学を卒業する児童養護施設出身者に対して、居住の選択肢となることができおり、それが対象者の新生活開始を支える一側面となっている点である。

就労と住居が切り離されていることから安定した居宅を確保することができおり、転職に悩むようなこととなっても安心して悩み、場合によっては転職に向けた求職活動を行

うことが可能となる。高校を中退し家族とも関係が悪化していたケースでは、「プラザ抱樸」は生活の場を確保する上で大きな効果を持つことができた。さらに生活の場の提供だけではなく相談援助機能を持っていたことで、親子関係が決定的に断絶することなく、「僅かな糸」であったとしても維持されており、それによって将来的な関係修復への可能性を残すことができたというのは、本事業の有効性を示唆した一例であった。2020年の春から入居を予定しているケースもあったが、これまでの関係性があるNPO法人抱樸が運営している「プラザ抱樸」へ入居することに安心感を持っており、一人暮らしでもさみしさを感じていない様子がかがえていた。これらについては後述する。

「プラザ抱樸」事業における中間報告時点で残されていた課題としては、就労支援の在り方、就労支援における十分な選択肢の確保、支援を利用している当事者から支援者へのフィードバックの仕組みづくり、「自己責任イデオロギー」からの解放、親（事例では母親）への支援であった。「プラザ抱樸」事業では「居住」「就労」「生活」の一体的支援を実施したことにより、きめ細かい就労支援も行うことができた。特に発達障害を抱えている場合、あやふやな指示出しや作業途中での手順変更は本人にとって耐えがたことがある。就労に困難を抱えた人の中には様々な障がいを持っているケースもあり、直接的な支援プログラムの提供だけではなく、障がいに関する知識や支援スキルなどの研修を行うことが必要である。そうすることで、個別性に応じた就労支援における十分な選択肢の確保が可能となる。そのような課題を達成するためには、仕事や生活の悩みについて相談しやすいきっかけや環境をどのようにして構築していくのかにあると言える。

現時点では「プラザ抱樸」への若年層への入居者は多くないものの、将来的には、現時点で学習支援に参加している子どもたちが入居するようなことも考えられる。また、他の地域でも同様な取り組みをすることができるのか、その支援内容や事例分析を通して事業モデルとなればと考えている。

## 文献

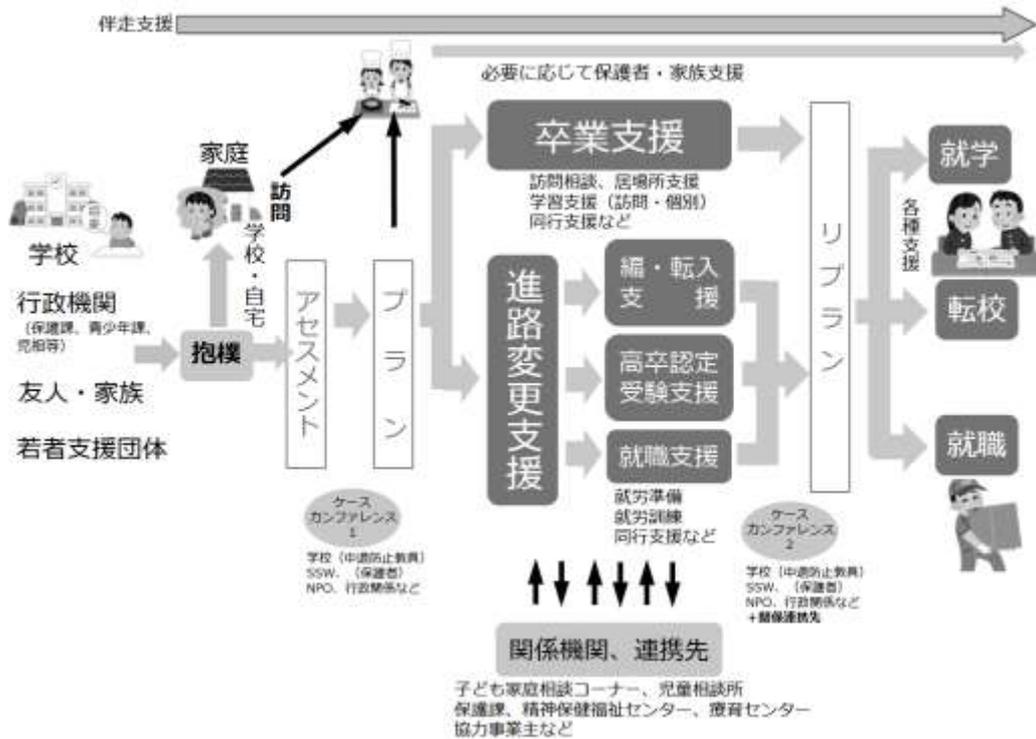
奥田知志 2017 「伴走型支援とは何か」『伴走型支援士認定講座テキスト』特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク。

## 2 コロナ禍における社会的に孤立状態に陥りやすい子ども・若者たちとその家族に対する伴走型支援—「子ども・家族まるごと支援」事業

### 2.1 事業の説明

本事業において、社会的に孤立状態に陥りやすい子ども・若者たちとその家族に対する支援の見取り図を示したのが、図表 2-1 である。以下、この図にそって支援のながれを確認しておこう。

図表 2-1 高校中退防止事業の見取り図



#### (1) 対象者と介入までの経路

本事業における支援の対象者は、次のとおりである。

- ① 高校進学に課題を抱えている、不登校や引きこもり傾向にある生徒
- ② 高校在学中であるが、中退のリスクを抱えた生徒
- ③ すでに中退しており、未就職である若者
- ④ 困窮状態や課題に応じて、上記の対象者の家族も含める

## ⑤ 児童養護施設を退所予定の生徒・若者

次に、本事業が対象者へ介入する流れであるが、行政機関（保護課、児童相談所など）、友人、学校、家族、若者支援団体などからの支援対象者（不登校など中退高リスク者）の紹介から始まる。その他、高校中退につながりやすい生徒のさまざまな困難な状況を最も把握しているのは学校であり、その高校からの紹介・連携という経路もある。「学校」からの来談ルートの構築には、教育委員会との連携や個人情報保護の共有・管理体制の整備等が必要である。

### （2）訪問相談とアセスメント

対象者の紹介を受けると、支援員（原則として2名一組）は自宅などを訪問して相談支援を行い、本人および世帯の状況を把握するとともに課題を確認・整理（アセスメント）した。

まず、生徒本人に対しては、生活歴、現在の悩みやその原因について本人がどのように考えているか等を聞き取り、課題の解決について一緒に考えた。また、保護者に対しても、子ども（生徒）の状況や本人が抱えている困難について聞き取りを行い、さまざまな相談にのりながら課題の理解と解決を話し合った。

こうした訪問相談支援を通して、事業の直接の対象者である生徒の課題だけでなく、保護者や当人の兄弟姉妹（以下、きょうだい）が抱えている困難・課題が見えてくることもあった。たとえば、保護者の精神疾患、ひきこもり、金銭管理の課題やきょうだいの不登校や暴力などである。そうした世帯メンバーそれぞれの課題が相互に関連し合いながら、生徒本人の中退リスクを高めていると感じられる場合には、支援員は、保護者やきょうだいについても継続的な相談支援やアセスメントをおこない、状況改善に必要な制度や機関につないでいった。これが、「包摂型世帯支援」である。

### （3）支援プランの作成ならびにリプラン

訪問相談とアセスメントを通して、支援員は支援の「見立て」を行うとともに、支援に関わる機関や担当者とのケースカンファレンスを行う。カンファレンスのメンバーは、学校で中退防止に関わっている教員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、NPO内の他の部署（たとえば、就労準備支援や地域定着支援の担当者）、保護課のケースワーカーや児童相談所職員など行政関係者等である。

ここでの意見交換をもとに、支援員は高校中退リスクを抱えている生徒についての課題を整理し、支援プランを作成した。また、場合によっては、保護者やきょうだいについても支援プランが作成される。

その後も状況の変化に応じて、支援担当者との連絡・相談やケースカンファレンスが実施された。そこで整理された課題や連携支援の方向性は、新たな支援計画（リプラン）に反映されるようになっている。

#### (4) 訪問型相談支援の実施

連携団体等からの紹介により、対象者を把握し、自宅や学校などでの訪問型の相談支援を行う。訪問し、対象者の課題を把握し、関係づくりを行いながら、解決に向けての助言や同行などの支援を行う。連携団体（特に学校）から、対象者が学力や人間関係などの課題から不登校気味になった時点での、紹介・つなぎを行ってもらうことで、早期の相談支援が行える体制づくりを行う。

#### (5) 被保護・生活困窮状態にある児童・生徒とその家族への包摂型世帯支援の実施

実施内容としては、次の【A】訪問相談－アウトリーチ型支援（その1：課題の早期発見）、【B】学校や支援機関などへの同行支援－アウトリーチ型支援（その2：支援へのつなぎと「存在の支援」）、【C】学習支援－集合型・訪問型、【D】居場所支援、【E】生活支援、【F】社会参加支援、【G】進路変更支援－高校中退者の所属や将来に向けた支援を挙げることができる。

##### 【A】訪問相談－アウトリーチ型支援（その1：課題の早期発見）

事業対象者の紹介を受けると、支援員はまず生徒本人と保護者に対して訪問相談とアセスメントを行う。こうした初回の訪問相談だけでなく、その後も、支援員は、電話で相談にのったり、状況に応じてさまざまな場に出向き、継続的に相談を受けたりした。このような関わりの中で支援員と保護者との間に信頼関係が構築されていった。また、そうした関係の形成は、生徒本人や保護者が直面した課題の早期発見と早期対応につながった。

##### 【B】学校や支援機関などへの同行支援－アウトリーチ型支援（その2：支援へのつなぎと「存在の支援」）

同行支援は、生徒や保護者が他者とコミュニケーションをとるのが苦手な場合、重要となる。社会的に孤立していると、さまざまな支援制度につながりにくい。実際、保護者や生徒が支援制度に関する知識が乏しかったため、利用できる制度を知らない場合もあった。また、知っていても、学校や役所への「苦手意識」から相談に足が向かない場合もある。さらに、保護者の中には高校進学していないため、高校受験について知識が乏しく、学校からの連絡の意味がよくわからない人もいた（本事業の対象者には中学3年生も含まれていた）。そうした人たちが利用できる制度を探して教えたり、同行して手続きをサポートする。

また、保護者が体調不良や精神的な不調で入学式や卒業式に出席できないときに、代わりに出席し祝福することも同行支援として重要である（支援対象者の中には、これまで保護者が学校行事に一度も参加したことがなく、寂しい思いをしていた子どももいた。彼女は、支援員が卒業式に来たことをとても喜んでいた）。これは「処遇の支援」というよりも「存在

の支援」(奥田, 2017:51-52) というべきものである。「自分が大切にされている」という感覚は、他者や社会への信頼の形成に重要な役割を果たす。それは、社会参加を促進し、高校中退の防止につながるものでもあるだろう。

### 【C】学習支援—集合型・訪問型

本事業の対象となった高校生の中には、NPO 法人抱樸による学習支援事業(スイトレ)に参加していた(している)人も含まれている。また、先に述べたように、スイトレに参加している生徒が、同じく不登校やひきこもり気味になっている友人を本事業に紹介することもあった。

この学習支援事業(スイトレ)は、2013年度より週1回(水曜日)の「集合型学習支援」として開始された。当初の主たる対象は、生活保護受給世帯や厳しい家庭環境におかれている中学3年生であった。ここでは、受験に向けた学力の向上や学習習慣の確立が目指された。

同時に、生きる力を身につけることももう一つの目標であった。そのため、さまざまな人と出会い、将来なりたい自分をみつけることを目的に、学習ボランティア(大学生や社会人)の話を聞く機会も設けられた。さらに、支援員やボランティアといっしょに月に1回はイベントや野外活動に出かけるなど、社会参加支援も行われた。

2014年度からは、「集合型学習支援」の回数が週2回に増え、対象者の学年も拡大した。また、「訪問型学習支援」も始まった。これは、ひきこもりなどで集合型学習支援に来ることができない生徒・児童や、当初、集合型学習支援に参加していたが、その後、心身の不調で来ることができなくなった人へのアウトリーチ型の学習支援である。こうした集合型、訪問型学習支援の場は、支援員が、生徒や保護者の抱えている潜在的、顕在的な課題を把握し理解する場ともなった。

### 【D】居場所支援

「ひきこもり」や「不登校」の状況にある人たちが外に出て社会参加をするためには、安心して過ごすことができる場が必要である。NPO 法人抱樸は2014年に法人内の多機能型事業所(障がい者作業所)を利用した居場所づくり「よるかふえ」を開始した。その後、この事業は、北九州市八幡東区にNPO 法人が運営する就労訓練事業所「笑い家」のバックヤードに場所を移して行われている。この交流スペースは、一緒に食事を作って食べたり、話したり、勉強をしたりする場となっている。

### 【E】生活支援

これは、支援員による「食事の作り方」「掃除や洗濯の仕方」「金銭管理」など「日常生活」に関するスキルの支援である。本事業の対象となった生徒の中には、劣悪な生育環境におかれたために、こうした生活スキルを十分には身につけていない子どももいた。また、生

徒だけではなく、その保護者（本事業対象世帯には母子世帯が多いためほとんどが母親）への生活支援を行うことで、子ども（生徒）の生活状態の改善がはかれることも期待できる。

#### 【F】社会参加支援

不登校やひきこもり状態にある人には、社会参加支援も重要である。特に保護者に経済的、精神的な余裕がない場合、これまでの生育過程で子ども（生徒）たちには社会体験を得る機会が十分無かったことも考えられる。そうした状況におかれ続けた場合、十分な文化資本が形成されず、学習意欲や社会に対する関心も生み出されないこともあるだろう。これは、同じような状態で育ってきた保護者についても同様である。

それゆえ、本事業では、海水浴、地域のお祭り、NPO 法人抱樸の運動会（ゴーイングホームデイ）、進学したい学校の文化祭への参加などについても同行支援を行った。これらは、出会いを通して社会を知ること、なりたい自分をイメージすること、助ける側と助けられる側の固定化をなくし自己有用感を獲得することを目的としたものであった。

#### 【G】進路変更支援－高校中退者の所属や将来に向けた支援

これは中退を選択した生徒への支援である。本人にとって、現在通っている高校に在学し続けることが難しいまたは本人の負担となることがある。たとえば、過去の支援対象者には、資格試験のための学習について行けず不登校になった生徒、担任の教員とあわずに精神的に追い詰められていた生徒もいた。このような生徒たちに対しては、進路変更に向けた支援も必要となる。具体的には、継続的な「相談支援」のほか、「編・転入学支援」「高卒認定受験支援」などが行われた。

また、中退したのちに高校への編入学や大学等への進学を希望しなかったり、編入学や進学がそもそも難しかったりする人もいる。そうした人には、引き続き「就労支援」や福祉的な対応が必要である。支援制度につながっていくためにも、関係が切れないようにすることや何らかの所属先（就職含む）を確保することが重要となってくる。

## 2.2 北九州市における新型コロナウイルス感染症の状況

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、社会に甚大な影響を与えている。図表 2-2 は、北九州市における新型コロナウイルス感染症関連の出来事をまとめたものである。

2020年2月20日に福岡県で初の感染者が確認された。2月下旬になると、全国的に感染が拡大した。2月25日政府は、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を提示した。企業に対しては、発熱等の症状がみられる職員等への休暇取得が奨励され、テレワークや時差出勤の推進を求めた。イベント等の開催については、感染の広がりや会場の状況等をふまえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請した。ディズニースペースやUSJなどの大型レジャー施設が相次いで休園を発表した。

政府は3月2日から春休みまでの学校の一斉休校を要請した。準備期間が短く、長期に

わたる突然の学校閉鎖に、学校現場も子どもも家庭も困惑した。卒業式は中止された。公共施設は休館になり、公園の遊具にも利用禁止の張り紙が張られたりした。花見などの行楽も自粛するよう要請があった。マスクや消毒薬が店頭から消え、入手が困難になった。

4月7日、政府は、新型コロナウイルス対策の特別措置法にもとづく緊急事態宣言を全ての都道府県を対象に発出した。「他人との接触を8割削減する」ことを目標に掲げ、生活の維持に必要な場合を除いての外出自粛と感染防止対策の徹底が要請された。百貨店や映画館などをはじめ、スーパーなどの小売業をのぞくほとんどの職種が休業し、多くの企業が在宅勤務になった。学校も引き続き休校になった。街から人影が消えた。

5月14日、福岡県は緊急事態宣言が解除された（北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県は同月25日に解除）。北九州市内の学校は、5月25日から再開した。しかし、その3日後に児童生徒から感染者が相次いで確認された。感染者がでた市内5小中学校を臨時休校にして消毒作業を実施し、その他の学校でも授業は午前中のみ授業を行う体制が継続されることになった。全国的に感染者数が落ち着く中で、北九州市のみ増加する事態となった。同29日に、北九州市・北橋市長は会見で「第2波の真ただ中にいると認識している」と強い危機感を表明し、市内の屋内施設が再び臨時休館となった（6月18日まで）

#### 図表 2-2 北九州市における新型コロナウイルス感染症関連の出来事

日時	出来事
2020 年	
2月 20 日	福岡県で初の感染者
2月 24 日	専門家会議「今後 1～2 週間が瀬戸際」
2月 25 日	政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 「今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期」 —企業に対し、発熱等の症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、 テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかけ —イベント等の開催は全国一律の自粛要請を行うものではないが、感染の 広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請
2月 27 日	政府、3月 2 日から春休みまで休校要請
2月 28 日	ディズニーリゾート、USJ 休園 北海道 独自の緊急事態宣言を発出。
3月 1 日	北九州市で初の感染者
3月 10 日	イベント自粛の延長要請 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案を閣議決定
3月 22 日	IOC「東京五輪の延期も含めた対策を検討へ。4 週間以内に結論」
3月 24 日	文科省、春休み以降の学校再開、「万全の感染症対策」を講じた上で新学期を始める準備を要請 東京オリンピック 1 年間延期で合意
3月 25 日	小池東京都知事「感染爆発の重大局面」「週末の不要不急の外出は避けるよう要請。 平日の自宅勤務、夜間の外出自粛を要請」 外務省が全世界に対する危険情報を発出、不要不急の渡航を止めるよう要請
3月 29 日	志村けんさん、新型コロナウイルスによる肺炎で死去
3月 30 日	小池東京都知事、夜間の接触を伴う飲食店への出入り自粛を要請
3月 31 日	クルーズ船を除く国内感染者が 2000 人超す 東京都の 1 日の感染者数が 78 人に。過去最多。 外務省が米国、英国、中国、韓国など 49 カ国・地域に「渡航中止勧告」
4月 1 日	全ての国と地域からの邦人を含む入国者に 2 週間待機要請。73 カ国・地域は入国拒否
4月 4 日	国内感染者 4000 名（クルーズ船含む）
4月 6 日	安倍首相会見。「7 日にも緊急事態宣言を発令したい。対象は東京など 7 都府県。 期間は 1 カ月」「緊急経済対策の事業規模は 108 兆円」

4月7日	7都府県に緊急事態宣言発出。政府が布製マスクを全世帯2枚配布を決定。
4月16日	緊急事態宣言 全都道府県に対象拡大。北海道、茨城県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県は「特定警戒都道府県」に指定。
5月14日	緊急事態宣言が、北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県を除く県で解除される（福岡は解除対象）。
5月25日	緊急事態宣言、約1ヶ月半ぶりに全面解除。北九州市学校再開。
5月28日	北九州市小倉南区 守恒小学校、企救中学校で児童生徒から感染者
5月29日	北九州市・北橋市長会見「第2波の真ただ中っていると認識している」
5月31日	北九州市 市の屋内施設を再び臨時休館（6月18日まで）
6月1日	給食を提供して通常どおり授業を行う予定だったが、午前中授業を継続。
6月24日	北九州市内の学校給食再開。
7月22日	「GoToトラベル」キャンペーンはじまる
8月22日	安部首相辞任を発表
9月16日	管内閣発足
11月26日	大都市で時短・休業要請
12月28日	「GoToキャンペーン」全国的に停止
2021年	
1月6日	北九州市で64名確認 過去最多
1月7日	東京で2447名確認
1月8日	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に対して2度目の緊急事態宣言が発出された。
1月14日	二度目の緊急事態宣言の対象地域を拡大（2月7日まで予定） 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県。
2月2日	二度目の緊急事態宣言延長（1ヶ月を予定） 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 *栃木県が解除
3月7日	二度目の緊急事態宣言延長（3月21日までを予定） 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
3月18日	二度目の緊急事態宣言全面解除

『ふくおか子ども白書2021』をもとに筆者加筆

6月1日から市内の学校は通常授業に戻る予定であったが、午前中授業が継続になり、同月3日に再び分散登校を実施する方針を発表した。

6月下旬になり、感染も落ち着いてきた。北九州市内でも6月24日から学校給食が再開した。7月下旬には「GoToキャンペーン」もスタートした。8月に安倍首相が辞任し、9月

に菅内閣が発足した。再び感染者が増え始め、11月下旬に大都市で飲食店への休業・時短要請が出された。急激に感染は拡大し、政府は12月28日に「GoToキャンペーン」全国的に停止を発表し、年末年始の帰省や初詣についても、自粛を強く呼びかけた。

2021年1月6日、北九州市で64名と最多の感染者数を記録した。全国各地で最多の感染者数が報告されるなか、東京では2447名に及んだ。これを受けて、政府は1月8日、首都圏の1都3県に緊急事態宣言を発出した。さらに1月14日、二度目の緊急事態宣言の対象地域に福岡県も加わった（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）。

当初は、2月7日までの予定であったが、1ヶ月間延長になった。福岡県は、2月28日に解除されたが、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県はさらに延長になる。3月18日、緊急事態宣言が全面解除された。

北九州市では、2021年3月上旬には感染者数は1桁台になっていたが、中旬以降2桁になっている。首都圏では感染者数の「下げ止まり」が指摘されている。

## 2.3 コロナ禍の生活困窮世帯への影響<sup>2</sup>

抱樸が支援してきた世帯は、コロナ禍だから急に困っているというわけではなく、以前から厳しい状況にあった。そして、コロナ禍が収束した後も、限られた資源でやりくりしていく必要がある。そうした世帯は、コロナ禍以前から精神的に、頼れる家族がいないなど日常的に危機に瀕しやすい状態に置かれ続けてきたという認識がまず重要である。

### (1) 子どもへの影響

コロナ禍の子どもへの直接的な影響は、一斉休校との関係で生じており、「学校に行くことができていた子ども」、「学校を休みがちだったり、不登校だった子ども」、「高校卒業直後の10代後半の子ども」とで異なる。

学校に行くことができていた子どもは、休校になり給食がない状況が一番心配であった。一日一食しか取れていない子どもや昼夜逆転の生活になった子どももいる。支援する家庭の多くは、一斉休校中の自宅学習等はできていなかった。

学校を休みがちだったり、不登校だった子どもの場合は、一斉休校になったことで、むしろ元気になっていた。彼・彼女たちは、ずっと「ステイホーム」だったので、一斉休校で全員が学校に行かないようになり、学校に登校しなければというストレスを感じなくなっている。以前より人前ではマスクを外せない子どもが多かったので、マスク着用にも慣れていた。いわば、「自分たちがノーマル」となったのである。

しかし、もちろん影響も大きかった。集合型学習支援「スイトレ」は休止もしくは参加人

---

<sup>2</sup> NPO法人 子どもNPOセンター福岡による「子どもの市民活動からみたコロナ禍と今後のための調査」において、2020年6月28日に筆者が抱樸の支援員へ聞き取りを行った内容に、親への影響を加筆し、再構成している。

数を制限しての実施となった。学習の場であると同時に、居場所であり、他者と同じ空間に身を置くことの心地よさを体感する場であり、大人や仲間の力を借りることを学ぶ場でもあった。また、アウトリーチ活動も大きな制約を受けた。感染拡大に伴い、家庭への訪問を遠慮してほしいと言われるケースも生じた。長く引きもり状況にある子どもと関係を築くためには、ゲームをしたり、雑談をしたりする時間が必要である。

高校進学や高校卒業直後の10代後半の子どもの場合は、進学と就労との関係で影響がでた。不登校から引きこもりになった若者は、新たな一步を踏み出そうとした矢先の一斉休校で出鼻を挫かれ、学校再開後も登校できずにいる。また別の若者は、高校卒業後に保護世帯から世帯分離し一人暮らしをしていたがちょうど仕事を辞めた時期に新型コロナの影響がはじめ、次の仕事が見つからず、無職で鬱気味になった。児童養護施設に就職した若者は、一斉休校により、児童養護施設に入居する子どもたちが終日施設に滞在することになり、施設内での仕事が忙しく、職員間の関係が悪化したことで、精神を病み休職に至った。「外出自粛」で親との関係を悪化させるケースもあった。

加えて、家計悪化や親のストレス増加による間接的な影響もある。学費の工面に窮したり、家庭内の居心地が悪くなるケースもあった。

## (2) 親への影響

親への影響は、生活保護を受給しているかで大きく異なる。前述のa家とb家は、生活保護受給世帯であった。ここではコロナ禍との関連に絞り、要点のみ再録する。

(個人情報保護のため事例カットに伴い、中略)

親が精神疾患を抱えている場合が少なくない。親の体調の良し悪しがコロナ禍ではみえづらくなった。例年、春は体調不良や精神不安定になる方が多い。テレビでコロナ禍関連の報道ばかりだったので、情報を整理できず不安になる方が多く、自分は感染したと思い込む方もでた。

## (3) 所感

一斉休校は、学校の機能や存在意義を浮き彫りにした。給食がなくなり、子どもが日中ずっと家にいることで、親の家事負担とストレスの増加がみられた。一方で、不登校の子どもが休校で元気になったという声は、登校や同調への圧力を改めて感じる。

コロナ禍の経済的影響は、ぎりぎりの生活で貯蓄もないワーキングプア世帯を直撃していた。緊急事態宣言による仕事減で家計が破綻し、持ち家を売却しなければならなくなり、子どもが精神的ショックで引きこもりがちになったケースは象徴的である。

また、コロナ禍の情報をめぐる影響は、親の「社会」との接点の有無が大きい。就労していない親は、コロナ禍の社会活動が見えづらいため「正しく恐れる」ことが難しくなる。

## 2.4 コロナ禍による伴走型支援への影響<sup>3</sup>

伴走型支援は、支援員が心理的・物理的に近い距離で常に寄り添い続けることで、当事者を取りまく関係性の網の目に分け入り、自立のために活用できる資源を可視化し、豊富化してきた。「3密」（密閉、密集、密接）の回避は、従来の支援手法に変更や調整を迫った。とりわけ、支援員と当事者、当事者同士による「密接」な関わりは、伴走型支援の中核に位置づくものであった。職員に発症者が出たらという不安も常にある。そうした中で、試行錯誤しながら手探りでコロナ禍での支援を行ってきた。

第一に、抱樸の集合型学習支援事業「スイトレ」は、活動を休止または縮小せざるを得なくなった。緊急事態宣言下では、会場として使用していた公共施設が臨時休館になったために「スイトレ」も休止した。最初の緊急事態宣言（2020年4月7日発出）は、不要不急の外出自粛が強く叫ばれ、街からは人が消え、小売業や医療・介護分野以外のほぼすべての社会活動自体は休止した。「スイトレ」休止中は、訪問支援に加えて、抱樸の所有する施設で、とくに支援が必要な子どもに限定して、休校中の課題宿題等の個別の学習支援を行った。

公共施設の施設貸出が再開されたことで、「スイトレ」も活動を再開した。しかし、従前の活動をそのまま続けることはできなかった。市内の公共施設は、「3密」を回避するために、定員の半数以下での利用を条件とした。それ以上に、「スイトレ」が大きな影響を受けたのが、スタッフの確保問題であった。従前の「スイトレ」は、社会人スタッフや大学生がボランティアスタッフとして参加してくれていたもので、個別の学習支援が可能であった。社会人スタッフは、高齢の方が多かったので状況が収まるまで参加を控えたいとのことであった。大学生スタッフは、キャンパスの立ち入りを制限し、講義はオンラインで行っており、サークルや課外活動は自粛を求めている時期であった。また、連日のように、クラスター発生の報道がなされる中で、参加人数を制限して、リスクを減らす必要もあった。結果、抱樸の支援員 2~3 名のみで、規模を縮小しての「スイトレ」再開となった。受験生を優先し、その他の子どもたちには数回に一度ずつ来てもらうことにした。

こうした変更は、支援対象世帯の子どもたちに影響を与えた。家庭内では、勉強する習慣もスペースも、教えてくれる人もいない。「スイトレ」でようやく勉強が習慣化してきたが、元に戻ってしまった子もいる。

第二に、訪問相談などのアウトリーチ事業は、家庭での滞在時間をなるべく短くしつつ、コロナ禍で求められる新たなメニューを加えている。感染予防の観点から家庭訪問を遠慮したいという世帯もあった。子どもの休校中の宿題をみたり、親の収入源を補うために食料提供を行ったり、定額特別給付金の申請補助なども行った。虐待が起こらないように、子どもだけでなく、親とも話をしたりした。外出自粛が続き、親子でストレスが溜り、「煮詰まっている」場合には、外に連れ出して、買い物などにいった。話し相手になるよう心掛けた。

第三に、コロナ感染への不安から一人では通学できない子には送迎支援を行っている。と

---

<sup>3</sup> 脚注1に同じ。

くに、支援の結果、ようやく高校進学を果たし、4月からの新生活に希望を抱いていた子どもにとって、入学式が中止となり、自宅待機が続いたことの影響は大きい。出鼻を挫かれ、再び引きこもりになる子もいた。バスや電車などの公共交通機関を利用して通学する準備を進めてきた子どもの中には、学校再開後も登校を躊躇するものもいる。

第四に、コロナ禍への模索の中で、新たなメニューが開発できた。前述の集合型学習支援事業「スイトレ」は休止せざるを得なかったが、ZOOMを活用したオンラインでの活動「ズイトレ」を火曜と木曜日の19時から40分程度実施した。参加者は平均7～8名で、OB・OGや仕事の都合で参加できなくなったボランティアスタッフも参加してくれた。社会人になった元子どもやスタッフに限定した「ズイカフェ」の実施も検討している。

しかし、「ズイトレ」が「スイトレ」を代替できるものではない。あくまでも、集合型学習支援が成立している上での、オンライン交流である。ZOOMを用いた活動では、同じテーブルにあるお菓子を摘まみながらトランプをするようなことはできない。「一番大事なのは、やはり空気感、人との関わり。関係ができていて集まる目的があれば、オンラインも可能だが、集まる目的を創ったり、関係を創ったりするのは難しい」という（支援員へのインタビューより）。

## 2.5 コロナ禍における伴走型支援の実際

### 2.5.1 aファミリー※

### 2.5.2 bファミリー※

### 2.5.3 cファミリー※

### 2.5.4 dファミリー※

※個人情報保護のため、事例はカットしております。

## 2.6 まとめと展望

### (1) 現場から見えてきたこと

コロナ禍における伴走型支援は、まさに試行錯誤の連続であった。家族が直面した課題や困難及び支援における試行錯誤の結果は、それ自体が貴重な実践知である<sup>4</sup>。これまでの検討を通して、見えてきたことをまとめたい。

第一に、一斉休校の影響は、学校の存在意義と社会的機能を改めて浮き彫りにした。厳しい家庭環境で育つ子どもにとって、学校はまさにセーフティーネットであった。給食で栄養を取ることができるし、家庭に居場所がなかったとしても平日日中に行くところがある。家

---

<sup>4</sup> 本節の記述の一部は、筆者が執筆したNPO法人「子どもNPOセンター福岡」による「子どもの市民活動からみたコロナ禍と今後のための調査」報告書（同法人のホームページにて近日刊行予定）のまとめ部分と重なる。

庭で大人から適切なケアを受けられなくても、教師から教育的な愛情をもって接してもらえる。学校があることで保護者にとっても有形・無形の恩恵を受けている。学校にいない間は、親は休息がとれる。また、教師は身近な相談相手でもある。

一斉休校中、不登校の子どもが元気になったという声が聞かれた。学校に行かない子どもたちが受けてきた「圧力」や「まなざし」が浮き彫りになったといえよう。

第二に、コロナ禍による経済的な影響は、「黄色信号」の世帯（湯浅誠）を直撃した。むしろ、これまでぎりぎり家業や家計を維持できてきた世帯が、仕事の減少で生活が立ち行かなくなったのである。

意外に思うかもしれないが、抱樸が支援する世帯の多くは、コロナ禍の影響は間接的なものに留まっている。コロナ禍以前から抱樸の支援に繋がっていたことが影響を最低限に留める結果となったといえよう。抱樸支援員による細やかな支援により、困った際にはSOSを出せるようになっていたことで、緊急事態宣言時で訪問支援ができない時期にも、SNSや携帯電話による相談支援を行うことができたのである。アルバイト時間の短縮で、控除分の収入分が減少したことによる金銭的な自由度が制約されたものの、大きな危機に至ることはなかった。

第三に、コロナ禍による情報をめぐる影響は、親の「社会」との接点の有無が大きい。行政による広報や連日のマスコミ報道にも関わらず、定額給付金制度の情報が届いていない家庭もあった。その一方で、コロナ禍関連の情報の波にのまれて、「正しく恐れる」ことができない家庭もあった。家族全員で自宅に引きこもり、学校再開後も子どもを登校させない親がいた。

大事な情報を逃さず入手し、真偽が定かではない情報を見極め、適切に活用できるかどうかは、親が「社会」に接しているかどうか大きい。就労していない親は、狭い人間関係内で流布する情報やマスコミ報道に振り回されがちであった。実際に、どの程度の社会活動をどの様に行っているのかが見えづらいので、「正しく恐れる」ことが難しい。

第四に、コロナ禍は、伴走型支援の主たる方法である集合型学習支援とアウトリーチ型の訪問支援に影響を与えた。集合型学習支援は、休止または参加人数を制限しての実施を余儀なくされた。自宅訪問時の滞在時間は、家庭側からの要望もあり、短時間にせざるを得なくなった。

第五に、オンラインでの支援は、関係を維持することはできても、関係をゼロから創るのは難しい。関係の築きやすさで言うと、対面、電話、メールの順になる。オンラインは「間」の感覚がわからない。コミュニケーションが一方通行になりがちである。ようやく対面で会話ができるようになったが、オンラインになり関係が途切れた事例もある。

ZOOM やオンラインのビデオ通話などを嫌う子どもが多い。支援員の実感としては、自分に自信のない子どもにその傾向が強いという。自分の発言中は、画面に自分の顔がクローズアップされるので、緊張してしまうという子どももいる。カメラオンだと、自分の部屋の状況やプライベートな空間がオープンになってしまう。自宅をたずねて、バーチャル背景を設

定方法を教えてあげれば、使用のハードルは下がるかもしれない。

集合型学習支援「スイトレ」の ZOOM 開催は、新たな支援ツールの開発として注目されるが、すでに関係を築いている仲間同士だからこそ成立したのだろう。

## (2) 現場からの提案

第一に、軽度知的障害やその疑いのある成人が理解できる新型コロナウイルス感染症に関するパンフレットや動画があるとよい。情報に振り回されがちな親は、軽度知的障害やその疑いのある親が多かった。「科学的根拠にもとづく政策判断」が求められる中で、マスコミ報道では、専門用語やグラフや数値が当たり前のように使われている。しかも、状況が一日一日で変わっていく。最低限の情報に絞り、わかりやすい表現で、手に取ってもらえるコンテンツの開発が待たれる。

第二に、支援員が定期的に PCR 検査を受けることができる体制構築を提案したい。生活困窮者支援は、医療、介護に並ぶエッセンシャル・ワークと考えるべきである。万が一、抱樸の伴走型支援員が感染してしまうと、何十世帯に影響がでる。せつかくの支援の成果が、水泡に帰し、ふりだしに戻る例もでるだろう。社会的に大きな損失である。

支援員は常に感染リスクを背負って仕事をしている。定期的に PCR 検査を受けることができれば、支援員自身もその家族も安心である。陰性証明があれば、支援対象世帯も安心して家庭訪問を受け入れてくれるだろう。

第三に、感染爆発が起きた場合に備えたバックアップ体制を今から準備しておく必要がある。初回の緊急事態宣言は、新型ウイルスの特徴や感染力が不確定な状況にあって、すべての社会活動が停止した。そうってから準備をしたのでは、遅い。たとえば、次のようなことを検討してみてもどうか。

食糧はあっても調理ができない家庭が多いので、食材提供を行う団体や調理体制が整っている団体と組んで、配食サービスを行う。配食先の家庭で何か困りごとがあれば、抱樸のような支援団体に繋いでもらう。

不登校の子どもたちや基礎学力が不十分な子どもたちに、オンラインでの学習支援を行う。ノウハウのある団体とつながりながら、楽しく学びなおせる体制ができるとよい。

### 3. 社会的に孤立しがちな若者への「居住」「就労」「生活」の包括的な支援—「プラザ抱樸」事業

#### 3.1 事業の概要

##### (1) はじめに

NPO 法人抱樸が取り組む「プラザ抱樸」事業は、単なる住宅（ハコモノ）を提供しようとするものではない。ましてや困窮した人たちを地域の外へと追いやる隔離施設となることを目指すものではもちろんない。

そうではなく、むしろ居住から生活、就労へと連なる人としての営みに必要な一拠点を提供しようとするものであり、困窮と孤立を深める人たちをあらためて地域という社会の中で支え直していくことを目指すものである。

それだけに、一般に縦割りとなりがちな行政などによる個別の支援のあり方や、住民関係の希薄化が進む地域という社会に対して、「プラザ抱樸」事業そのものが様々な課題を投げかける要素があることもまた事実である。

だが、それらの課題はこの事業自体の中から生まれた課題であると同時に、そもそも既存の支援のあり方や地域という社会とのせめぎ合いの中で生まれた課題でもあると受け止める必要がある。つまり、困窮し孤立を深める人たちの現実の中から立ち上げられた「プラザ抱樸」事業は、自ずと既存の支援のあり方や地域という社会そのものの問題を浮かび上がらせるものとなる。

「プラザ抱樸」事業が抱える困難な課題があるとするれば、それは既存の支援のあり方や地域という社会が抱える課題そのものと地続きのものとしてある。この事業の仕組み及びケースの分析、支援のあり方、それらの成果と課題を報告する私たちには、まさにそのような視点が求められているだろう。以下、こうした視点にもとづいて「プラザ抱樸」事業の検討に入っていきたい。

##### (2) 「プラザ抱樸」の目的

NPO 法人抱樸によれば、本事業の目的は「生活保護世帯や児童養護施設入所者など、高校卒業時に家族に頼ることができない若者らに対して、「居住」「就労」「生活」の包括的支援を行うこと」である。様々な事情から家族に頼ることができない状態で高校などを卒業する若者たちが生活上の課題に直面した場合、家族による支えがない分、生活が困窮化するリスクが高い。そのようなリスクを低減するための仕組みとして運営されているのが、「プラザ抱樸」である。

この事業は、当初、元ホームレス状態にあった人など保証人を立てることが難しい人たち

のうち、単身生活は可能であるが日常的な見守りが必要であったり、場合によっては生活上の支援が必要であったりする中高年層を対象としたものであった。それを社会的に孤立するリスクが高い若者にも適応したのが今回の事業である。

ところで、この事業の目的的特徴的な部分は、「居住」「就労」「生活」の包括的支援」というところにある。ただし、こうした支援のあり方を根底で支えている発想は、NPO 法人抱樸がこれまでの活動を通じて積み上げてきた思想の表れそのものであるということが出来る。

それは「ハウスレス」と「ホームレス」は同じではないという考え方である。

NPO 法人抱樸によれば、「ハウスレス」とは、安定した住居がない、就職ができない、年金や生活保護が受給できないといった状態から生じる食料や衣料、医療などあらゆる面での「物理的な困窮」を指す。

一方「ホームレス」とは、家族や友人、知人など人と人との関係や絆のことを「ホーム」としたとき、その関係性の一切が失われてしまった状態のことを指す。いわば「関係性の困窮」ないしは「社会的な孤立」とも言い換えることができる。

NPO 法人抱樸では、ホームレス状態にある人たちが抱える問題の本質を「ハウスレス(物理的な困窮)」であると同時に「ホームレス(関係性の困窮)」であると捉えてきた。こうした捉え方は、たとえ「ハウスレス(物理的な困窮)」の状態にはいないとしても、「ホームレス(関係性の困窮)」の状態におかれた人たちの問題が、私たちの社会の中に存在しているという見方につながっていく。

家庭や学校、職場、地域などにおいて、人と人との関係や絆が失われつつあると言われる現代において、「ホームレス(関係性の困窮)」とは実は私たち自身がおかれている状態のことであり、それゆえ私たちの社会そのものに対して根本から問いかける視座でもある。

そして、「家族に頼ることができない若者」もまた、まさにこの意味で「ホームレス(関係性の困窮)」の状態におかれた人たちである。したがって、そのような人たちのために提供される「プラザ抱樸」とは、決して単に「ハウスレス(物理的な困窮)」を克服するためのものではない。

そうではなく、あくまで「ホームレス(関係性の困窮)」の状態をこそ乗り越えようとする取り組みであり、「居住」「就労」「生活」の包括的支援」とは、まさにそのような人としての営みを根本から支えようとする NPO 法人抱樸の強い意志の表明に他ならない。

### **(3)「連携」の仕組み**

その上で、NPO 法人抱樸による支援は、まず何より居住のそれから始まる。この居住こそが、すべての支援のベースとなるものだからである。一方、「ホームレス(関係性の困窮)」の状態を乗り越える上で、社会における矛盾が最も凝縮されているのもまたこの居住の問題に他ならない。

NPO 法人抱樸は、もとより居住支援を行う活動団体であった。それは主に以下の7つの取

り組みから成り立っている。

一つ目がいわゆる「相談事業」である。これは毎週の定例相談、炊き出しでのよろず相談、月 1 回の法律相談などを含む総合的な相談窓口としての対応である。いわばすべての居住支援の最前線に位置している。

二つ目が「物件確保事業」である。NPO 法人抱樸はホームレス状態にある人がそのまま入居することができる自立支援住宅を提供している。そのために多くの不動産業者との連携のもとづいた「自立支援居宅協力者の会」というネットワークづくりを進めている。

三つ目が「債務保証事業」である。これには、保証人が確保できない人に保証人を提供する「生活支援付保証人制度（保証人バンク）」と、「債務保証会社」及び NPO 法人抱樸が連携した「生活支援付連帯保証」の取り組みがある。後で説明するように後者とかかわっているのが「プラザ抱樸」事業である。

四つ目が「入居支援・マッチング支援事業」である。これは上記一つ目から三つ目までの各事業によって、事実上、成り立っているものである。ただし、この事業を通して紹介される入居先は自立支援住宅やプラザ抱樸だけでなく、民間の住宅やグループホームなども含まれる。

五つ目が「生活支援事業」である。これは NPO 法人抱樸が運営する「自立生活サポートセンター」によるものである。例えば、職場との連携を含む「就労・定着支援」、近隣トラブルへの対応を含む「住居支援」、ギャンブルやアルコールなどのアディクションを抱える対象者への「金銭管理支援」などが含まれる。

六つ目が「共生地域連携事業」である。これはいわゆる「総合ケースカンファレンス」に代表されるような個々の対象者に必要な支援や資源の「つなぎ」と「もどし」ともなう伴走型支援のことを指す。

そして七つ目が「看取り・葬儀支援事業」である。これは文字通り対象者の最後を看取り、葬儀を行うというものである。自立生活サポートセンター、互助会、協力してくれる葬儀社、キリスト教会などとの連携のもとで行われている。

以上のような一連の支援から見えてくるのは、NPO 法人抱樸が「居住」という現実が決して住宅だけによって成り立つものではないと考えていることである。

「人が住まう」とは、人との出会いから始まり、自らの居場所を求め、人を支え、人に支えられつつ、様々なつながりをかたちづくりながら、最後には看取られて逝くことである。そのような人としての営みを一つの全体として支えることが、NPO 法人抱樸にとっての居住支援である。

一方、このような営みは、かつては主に家族や家庭という環境の中で支えられてきた。とりわけ私たちが暮らす日本社会では、学校や職場もまたほぼ同様の機能を果たしてきたといえる。

ところが、先述のとおり、現代はそれぞれの環境において人と人との関係や絆が失われつつあるとも言われている。私たち自身が、いわば「ホームレス（関係性の困窮）」の状態に

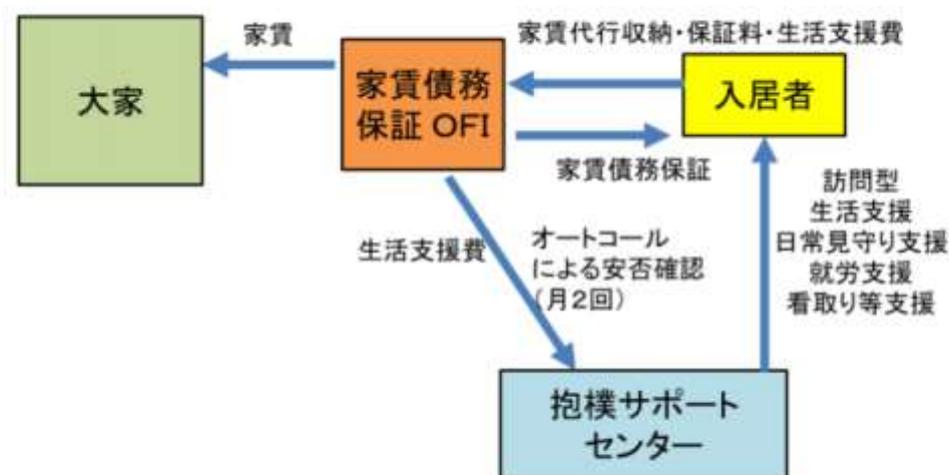
あるといえる現代において、NPO 法人抱樸の居住支援は、それ自体がきわめてチャレンジングな意味合いを持つ。

では、そのようなチャレンジをある種の仕組みとして定着させるために、NPO 法人抱樸が試みていることは具体的にどのようなことか。上記の一連の支援において共通している要素を一言で言い表すならば、それは「外部との連携」である。

以下、「プラザ抱樸」事業とかかわる上記三つ目の中の「生活支援付連帯保証」の取り組みについて、「外部との連携」という観点からその概要を説明していこう。

「プラザ抱樸」とは、先述のとおり様々な事情から家族に頼ることができない状態にある人たちの困窮化のリスクを低減するための支援住宅である。NPO 法人抱樸では、とくにこれを「見守り支援付き住宅」と呼んでいる。実はこの一戸の住宅自体が、不動産業者、債務保証会社、NPO 法人抱樸との特異な連携によって成り立っている。その概略は次のとおりである（図表 3-1）。

図表 3-1 「プラザ抱樸」事業の仕組み



出典：NPO 法人抱樸資料

ここで図中の大家にあたるのが「田園興産」という不動産業者である。そして、支援の対象者である入居者と不動産業者の間に介在するのが、債務保証会社 OFI（オリコフォレントインシュア）および NPO 法人抱樸の自立生活サポートセンターである。

これら 3 者相互の関係は次のような形式をとる。

まず不動産業者が所有する旧マンションの一部の住宅室を NPO 法人抱樸がまとめて借り上げている（11 フロア、71 室分）。その住宅室を、保証人を立てることが難しいなど様々な事情で賃貸住宅への入居が難しい人たちに、NPO 法人抱樸がいわば「転貸し」をする。とく

にこうしたやり方を「サブリース」ともいう。

そのサブリースが可能になるのは、債務保証会社 OFI と NPO 法人抱樸が相互に業務委託契約および賃貸保証契約を結んでいるからである。その下で、債務保証会社 OFC は不動産業者への毎月の家賃の支払いや、オートコールによる入居者への安否確認などを行っている。他方、NPO 法人抱樸は入居者に対する訪問型の生活支援や見守り、就労支援など、日常的に様々なサポートにあたっている。

すなわち、先述の「生活支援付連帯保証」とは、債務保証会社と NPO 法人抱樸とが、このような連携にもとづいて入居者のための保証人機能を担うことを意味しているのである。

なお、「プラザ抱樸」の入居者に対して提示される一室あたりの家賃費用は月 29,000 円である（他に公益費が 6,050 円、生活支援保証費が 2,000 円）。

そもそも NPO 法人抱樸が不動産業者から住宅室を借り上げる際の費用が一室あたり月 20,000 円であることから、家賃費用との差額である 9000 円と生活支援保証費として支払われる 2000 円を合わせた月 11,000 円分を NPO 法人抱樸が確保している。そこから、入居者への生活支援のために必要な諸経費を捻出することになるのである。

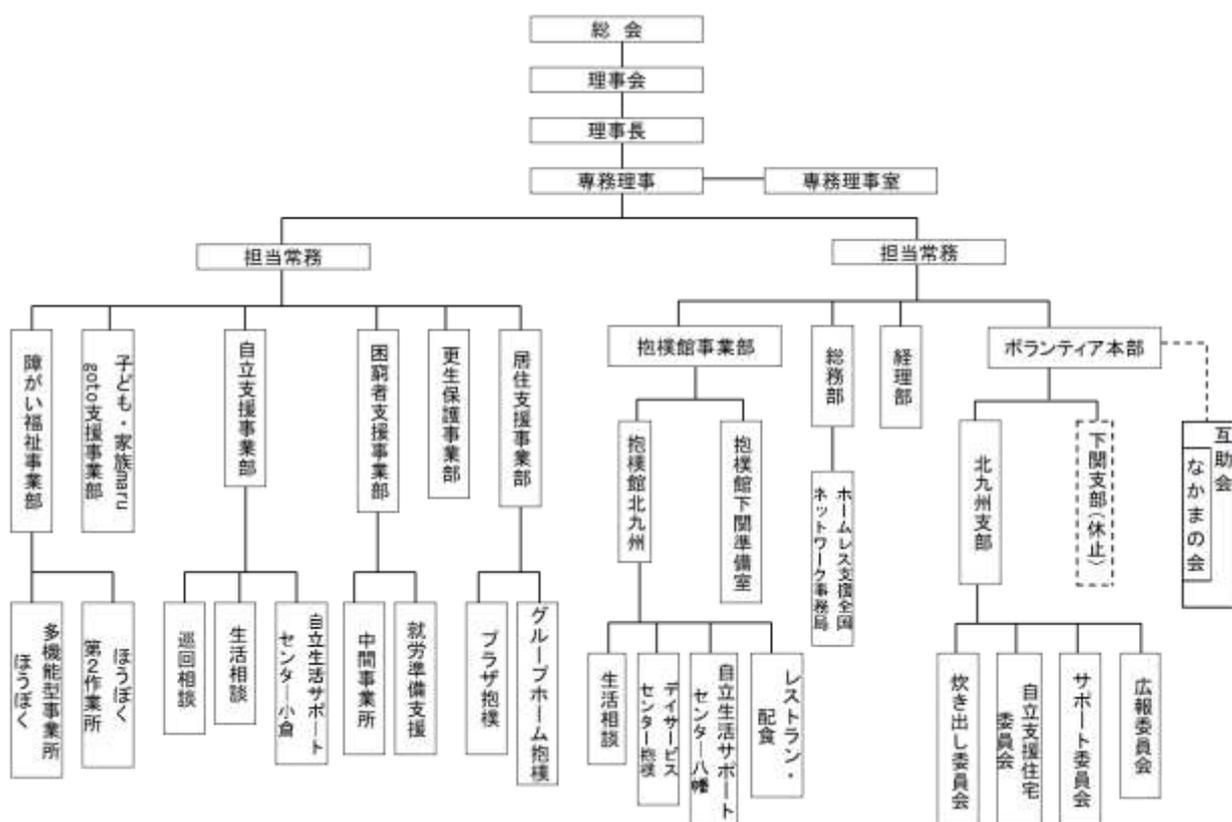
#### **（４）「支援」の仕組み**

以上のような「見守り支援付き住宅」としての「プラザ抱樸」の提供をベースとしつつ、実際の入居者への支援は具体的にどのようにして行われているのか。ここでも一貫しているのは、NPO 法人抱樸が入居者による人としての営みを一つの全体として支えるという考え方である。

先述のように、債務保証会社 OFI と連携しながら、NPO 法人抱樸は入居者に対する訪問型の生活支援や見守り、就労支援など様々なサポートにあたっている。それは、前項で述べた 7 つにわたる居住支援のメニューを、実際のところ適宜、総動員したかたちとなっているだろう。ただし、ここではそのことを先述の「外部との連携」と対比して、いったん「内部での連携」という観点から簡潔に整理しておきたい。

NPO 法人抱樸は、かつて北九州越冬実行委員会として活動を開始した 1980 年代以降、徐々に組織を拡大させながら発展してきた。現在では、下図のように主に 7 つの事業部とボランティア本部を有し、そのもとで少なくとも 17 にわたる事業に取り組んでいる。

図表 3-2 NPO 法人抱樸の組織構成



いずれの事業もあくまで困窮し孤立を深める人たちとの具体的な出会いの中で生まれてきた取り組みである。すなわち、既存の制度の枠組みに応じた対応ではなく、支援の対象者の特性に応じて、適宜、制度を柔軟に活用しながら対応してきた結果が現在のような組織構成を生み出している。

したがって、支援の対象者の特性や求められる支援のあり方に応じて、それに対応する部署は容易に各事業部の枠を超えていく。

このことは「プラザ抱樸」事業においても同様である。組織図の中で見ると、「プラザ抱樸」は、居住支援事業部の中に位置づけられている。だが、実際の支援は当該事業部の中だけでは完結していない。

具体的には、入居者の最初の相談経路や本人の性別、年齢や属性（ホームレス状態であったのか、生活困窮の状態であったのか）、障害の有無などによって、他の事業部との連携が図られていく。

「プラザ抱樸」にはNPO 法人抱樸の業務委託している職員が管理人として常駐しており、定期的な安否確認や問題などが生じた際の緊急対応にあたっている。ただし、管理人は専門的な支援スタッフではない。そのため、入居者への具体的な生活支援については自立支援事業部の中の自立生活サポートセンターが、就職や転職などの就労面の支援については困窮者支援事業部の支援スタッフが対応している。このような各事業部の枠を超えた柔軟な対

応が NPO 法人抱樸における「内部での連携」についての中身となる。

## 3.2 ケース分析－「プラザ抱樸」入居者の状況

本節では、「プラザ抱樸」入居者へのインタビューなどをもとに、「プラザ抱樸」事業の効果と課題について考察する。ただし、入居者へのインタビューに基づく記述については、本人の記憶や主観によるものであるため、事実関係等が必ずしも正確ではない場合もあることを最初にお断りしておきたい。

- 3.2.1 Aさん 初職を退職後、就労・日常生活支援を受けつつ生活を維持※
- 3.2.2 Bさん ヤングケアラーとして生活、プラザ入居後は生活が安定※
- 3.2.3 Cさん 初職を退職、生活リズムが崩れるなどの問題はあったものの、支援を受けて生活維持※
- 3.2.4 Dさん－高校中退後、さまざまな問題を抱えながらも就労や日常生活を維持※
- 3.2.5 Eさん－児童養護施設からの移行に不安はあったが就労も日常生活も順調に推移※

※個人情報保護のため、事例はカットさせていただいております。

### 3-3. ソーシャルワークの視点からみた「プラザ抱樸」事業

#### (1) はじめに

NPO 法人抱樸「プラザ抱樸」は、生活困窮者等、居住確保が困難な方への見守り支援付き住宅である。そこに、高校中退・卒業時に家族に頼ることができない若者への「居住」「就労」「生活」の包括的支援を目的とした機能を付加したものが本事業の一つとなっている。さまざまな事情から家族に頼ることができない状態で高校等を中退・卒業する若者たちのリスクを低減する目的として、「プラザ抱樸」は運営されている。「プラザ抱樸」では、居住者が安心して生活を送るためのサポートの充実が図られている。その特徴として、建物内に管理人を配置し日常的な見守りといつでも相談できる体制を採用していること、入居者の必要に応じたサービスの提案による伴走型支援などが挙げられる。

本章の目的では、これまでの入居者への支援事例及び支援員へのインタビュー調査から、「プラザ抱樸」事業における支援員の支援のあり方についてソーシャルワークの視点から考察することにある。「プラザ抱樸」モデルの仕組み<sup>5</sup>については「3.1 事業の概要」参照

---

<sup>5</sup> 2019年度赤い羽根福祉基金助成事業「高校中退防止と困の窮孤立する子供への居住就労生活の総合支援事業中間報告書」p 21 より引用

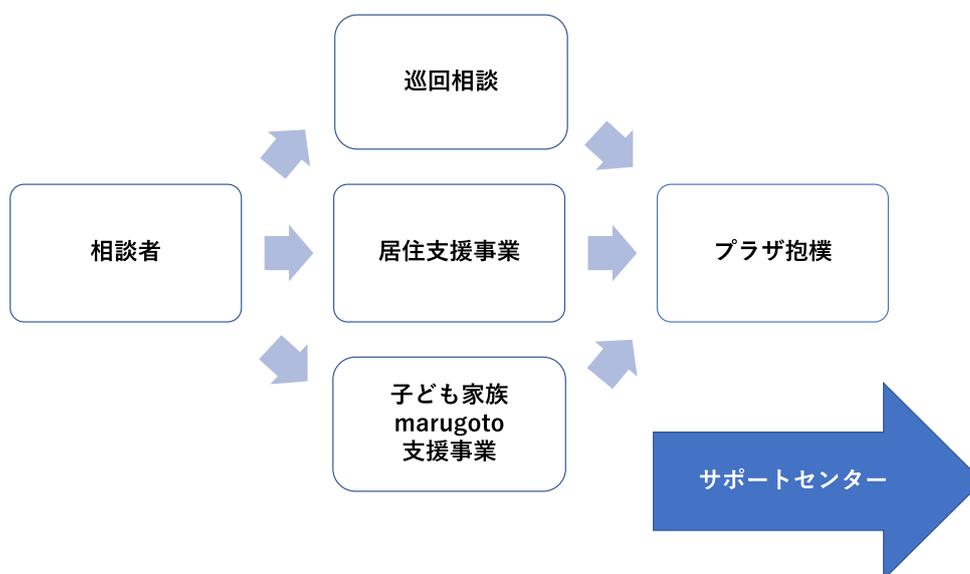
## (2) 「プラザ抱樸」事業における支援員のソーシャルワーク実践

### 1. 利用者へのアウトリーチ

「プラザ抱樸」の利用までの基本的な流れを、図 3-1 に示す。住宅確保が困難な相談者からの相談があった場合、抱樸サポートセンターで物件確保支援を行い、「プラザ抱樸」への入所の流れとなる。「居住」「就労」「生活」の包括的支援を要する相談者が自ら相談に来ることや、支援者や関係機関からの相談で相談者につながるプロセスは支援を要する状況を発見するアウトリーチの機能を果たしていると言える。

しかし、今回の支援事例においては必ずしもこの流れを辿り入所をしたわけではなく、学校や児童相談所等行政機関、支援者からの相談で利用に繋がったケースも多い。このような点を踏まえると、入居における入り口は利用者の状況に合わせて柔軟に対応していると言える。

図表 3-3. 「プラザ抱樸」の利用までの流れ



出典:筆者作成

### 2. 包括的支援の展開

利用者が抱える課題は、障がいや生活困窮、施設退所後の生活経験不足など多岐にわたる。利用者の支援においては、NPO 法人抱樸における多事業が包括的に取り組んでいく場合に加え、家庭や関係機関などと協働して取り組んでいくことが必要な場合もある(表 3-1)。

図表 3-4 プラザモデル対象者の属性と主な事業の関わり

	属性	管理人	サポート小倉 (生活支援)	就労支援事 業部	子ども・家族 marugoto 支援 事業
事例 A	社会的養護	●	●		●
事例 B		●	●		●
事例 C	社会的養護 障がい	●	●		●
事例 D	障がい	●	●	●	
事例 E	社会的養護 障がい	●	●		

多様な機関が協働して支援していくためには、ケースマネジメントによる支援方法が必要となる。ここで、Moxley,D.P.(1994)はケースマネジメントを「多様なニーズを持った人々が、自分の機能を最大限に発揮して健康に過ごすことを目的として、フォーマル及びインフォーマルな支援と活動のネットワークを組織し、調整し、維持することを計画する人、もしくはチームの活動」<sup>6</sup>と説明している。つまり、ケースマネジメントは、多様なニーズを持った人々に対し、そのニーズを満たす多様なサービスを提供していく一連の活動を指す。一般的なケースマネジメントのプロセスは、①アウトリーチ：支援を要する状況の発見、②アセスメント：クライアントのニーズを分析、③プランニング：サービスや社会資源を含めた支援計画の立案、④支援の実施、⑤モニタリング：支援計画の評価である。

「プラザ抱樞」での支援においても、ケースマネジメントの実践が行われている。ケースマネジメントの展開過程を、図表 3-5 に示す。アウトリーチにより支援を要する状況の利用者が明確となれば、支援員は自宅などを訪問して面談を行い、本人および世帯の状況を把握するとともに課題をアセスメントする。また、他機関や支援者などからの紹介の場合は、カンファレンスなどを実施し本人およびその世帯の状況、これまでの関わりなどの周辺情報を収集する。ソーシャルワークを実践していく場合、その専門性は「人と環境の相互作用」を分析するための視点<sup>7</sup>で実行されていくことにある。利用者の環境の変化に応じ継続的な相談支援や状況分析アセスメントを断続的に行っていくことが必要である。同時に、関係性を途絶えさせる（キレることなく）つながり続ける。これが、「伴走型世帯支援」の特徴ともいえる。

<sup>6</sup> Moxley,D.P.、野中猛・加瀬裕子監訳『ケースマネジメント入門』p12、中央法規出版、1994年より引用

<sup>7</sup> ソーシャルワークにおいて代表的な実践モデルの視点としては、一般システム論的視点や生態学的視点、エンパワメントの視点、ストレングスの視点、ナラティブの視点などが挙げられる。

アセスメントを受け、クライアントの困難な状況や課題に応じた支援計画の立案(プランニング)を行っていくことになる。この時、情報の集約や支援計画立案などのマネジメントはサポートが実施する。「利用者の日常生活における課題」「利用者のニーズ」などの状況に合わせて、NPO 法人抱樸内の事業間や法人外の関係機関を含めたケース会議を実施し、支援者の共通認識を図る。

支援計画にあたっては、「短期支援計画」「長期支援計画」、その実現のために必要な「支援機関」などを整理していく。利用者との困難な状況を改善していくために、望まれる目標が長期支援計画となる。短期支援計画の策定においては、適宜ケース会議を実施し状況の評価と次回に向けた短期支援計画の再考をしていく。このように、長期目標の実現に向けて、NPO 法人抱樸、関係機関、家族、地域の支援者等が協働し、短期支援計画の達成を積み上げていくことが重要である。

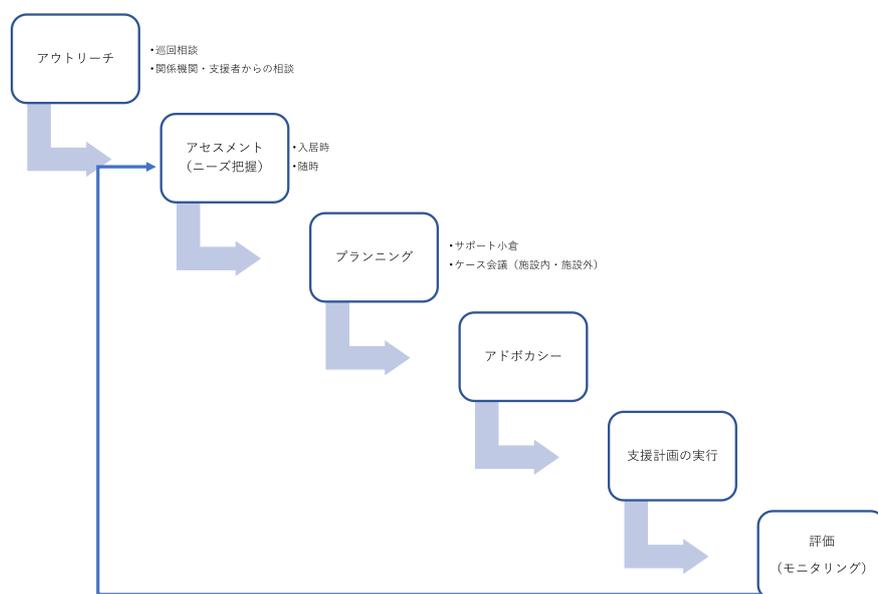
支援計画の実施においては利用者のアドボカシー<sup>8</sup>を踏まえ実行されることが大切である。ただし、管理人は支援の専門家ではないので、具体的な支援は NPO 法人抱樸の担当部署が行う。生活についてはサポートセンター、就職や転職など就労面での課題については就労支援事業部の職員が対応することもある。

また、支援計画実行後、支援計画が利用者のニーズと生活支援に沿った内容となっているかどうかを評価(モニタリング)を行う。評価は、状況分析アセスメントで収集したデータ(例えば、自己評価尺度得点、目標達成尺度得点、生活状況の変化記述等が考えられる)の変化や変動状況が一つの指標と考えられる。なお、支援計画の見直しが必要な場合は再度、アセスメントを実施しリプランしていくこととなる。

---

<sup>8</sup> アドボカシーは権利擁護と訳されることが多いが、筆者はクライアントの利益や権利を守るソーシャルワーカーの役割・機能と捉える。

図表 3-5. 「プラザ抱樸」におけるケースマネジメントの展開過程



出典:筆者作成

このようなケースマネジメントを展開していくには、利用者へのサービスや社会資源の提供に関して、複数の関係機関や職員が協働していくことが重要であり、その調整役が重要な役割を担う。本事業においては、サポートセンターがこの調整の役割を担っている。そこで調整を行う支援員は、クライアントのアドボケイトとしてNPO 法人抱樸内や複数の関係機関が保有するサービスや社会資源を調整していく必要がある。また、地域内に社会資源が無い場合には、社会資源を開発していくことも求められる。

### 3. 居場所の創出とリスクマネジメント

「プラザ抱樸」の入居者は、高校中退・卒業時に家族に頼ることができない若者であり、主に経済的、能力的及び環境的理由から入居しているが、環境的理由の背景や経過はさまざまである。対象者の中には、実際に住む場所がないということに留まらず、家庭に居場所がないなどの背景を抱える者もいる。今回の入居者へのインタビュー調査からは、「プラザ抱樸」に入居することにより、物理的に居住空間できたというものとどまらず、「相談できる人ができた」などの心理的居場所ができたというデータも確認された。支援員などが個別的相談・生活支援などを行う中で、親身になって話を聞いてくれる存在である。時には、「緩衝帯」となり、家族関係の緊張の緩和を行う。このような支援者の働きかけは、心理的な居場所を早出する一助になっている。このように、「プラザ抱樸」に入居することによって経済的・心理的にも安心した居住空間の提供ができていることが考えられた。

他方、「プラザ抱樸」の実施する見守りや生活支援には、リスクマネジメントの機能を有する。入居

者が生活者としての生命の安全、人権を脅かされることなく暮らしていけるよう、未然防止していく機能を指す。入居者は、障がいや生活困窮、施設退所後の生活経験不足など多様な生活課題を抱えている。そのため、多様なリスクが考えられる。具体的には、離職や対人トラブル、借金や詐欺被害などの経済トラブル、家事のスキル不足やゴミ屋敷問題などで、これらは、日常的な見守りや生活支援を実施することによって、職員全体で予防と早期対応できる体制を可能にしている。仮に母子入居ケースなどにおいては、虐待などのリスクも想定されるため、市町村等専門機関と連携しながら被虐待者の安全を守るなどの対策を講じる必要がある。こうした、あらゆる事故、危険の防止のために、常に職員間での報告、研修、連絡調整を行い、組織内での危機管理ができるようにしておくことが必要である。

加えて、「プラザ抱撲」が今後も、地域であらゆる困窮や困難なクライアントの受け皿としての住まいとしての役割を発揮するためには、居住性の視点と個別的相談・生活支援の専門性を意識したソーシャルワークの経験知を可視化し、関係機関や地域等に理解を広げる努力が必要となるのではないかと考える。

#### 4. 実践で重視されている視点

職員へのインタビューの中で、支援員が支援において重視する点として印象的だった3つのワード(「伴走する」「つなぐ」「キレない」)を図表 3-6 に示す。

**図表 3-6 ソーシャルワーカーの重視する視点とその具体的な語りの内容**

	ソーシャルワーカーの具体的な語りの内容
伴走する	クライアントは若く、これからも失敗しながら改善していく、助けてもらうことを繰り返していくと思うので、練習を兼ねて、こちらが敷いたレールの上を安全に進ませるのでなく、命の危険のない程度のところで本人の意思を尊重しながら、一緒に考え、失敗も含めて支援
つなぐ	困ったときに相談に行くことも同行しながら練習。今後お願いに来ることの可能性も含めて各所に繋いでおく
キレない	支援が切れないようにつながり続けること、感情的にキレて関係を切らないように心がけている

これらの支援員の語りは、実践の視点に大きな視座を与えるものである。ソーシャルワークの実践場面の特徴として挙げられるのが、「人間と環境が相互作用する中間面」にあるということである。ソーシャルワーカーは、クライアントと地域のみならず、家族、職場などの間の中間面にも立つ。したがって、ソーシャルワーカーはクライアントのみならず家族などが社会的能力を高めるための支援をする必要がある。社会的能力は、自己評価やアイデンティティの形成にもつながるものであり、また、ある環境でいつ行動を起こすのかが適切であるかを知ったり、どのように対応するかを判断できる効果性を含む。また、自分以外の人や自然界のニーズなどとの関係性を保ちながら、一方で

は内的抑圧や外界からの自律とも結び付けられる<sup>9</sup>。「プラザ抱樸」で実施されるソーシャルワークでは、この社会的能力の獲得を重視した取り組みが行われておることがわかる。加えて、中間面に立つと言う立ち位置を理解し、社会や人間に対して仲介機能を果たしている。

加えて、ソーシャルワーカーは人々のエンパワメントと解放を促進する専門職<sup>10</sup>である。ここで、エンパワメントとは「人びとが自分たちの生活状況を改善するために必要な、個人的、対人的、政治的パワーを高めるプロセス」(Gutierrez 1990:49)と定義されている。また、エンパワメントの過程を、①クライアントの問題の定義を受け容れる、②既存の強さを認め、それを増強していく、③クライアントのおかれている状況のパワー分析、④特殊なスキルを教える、⑤資源を動員しクライアントのためにアドボケイトすると示している<sup>11</sup>。特に①はエンパワメントの入り口でもある意識化の過程であり、クライアント自身が自身の問題状況を客観的に自覚し、合わせて自身の持つ力を理解することで、エンパワメントは高められていくと考えられる。支援員から「伴走する」で語られた、失敗や底つきを経験させるという過程は、まさにクライアントの意識化を進める働きかけである。加えて、支援を困難にする要因とされるものの中にクライアント自身の「困り感の欠如」が挙げられることは少なくない。筆者は、「困り感」を持つことや「助けて」と言うことができるのも能力であり、これまでの経験にも大きく左右されると考えている。「一緒に考え・失敗する」という語りは、経験の少なさから「困った」を自覚することができないクライアントに関して、気づきを促す効果が考えられる。さらに、一緒に考えてくれるという安心した環境の中で「失敗」できる経験は、入居者の今後の大きなストレングスともなりうるだろう。

## 5. 「プラザ抱樸」事業における支援員の役割

ここまでみてきた様に、「プラザ抱樸」事業における支援員の支援はソーシャルワーク活動と言える。国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)は、2014年7月、メルボルンの総会において新しい『ソーシャルワークのグローバル定義』<sup>12</sup>(以下、新定義)が採択された。それは、以下の通りである。

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイング

<sup>9</sup> カレル・ジャーメインほか、小島蓉子編訳・著「エコロジカル・ソーシャルワーク」学苑社、pp135、1992

<sup>10</sup> 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)は、2014年7月、メルボルンの総会において新しい『ソーシャルワークのグローバル定義』を参照されたい。

<sup>11</sup> Gutierrez, L.M. (1990) Working with women of color: An empowerment perspective. Social Work, 35(2), 149-153.

<sup>12</sup> 2014年7月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)総会において定義が採択された。日本語定義の作業は社会福祉専門職団体協議会と(一社)日本社会福祉教育学校連盟が協働で行われ2015年2月13日、IFSWとしては日本語訳、IASSWは公用語である日本語定義として決定した。

グを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

今日、ソーシャルワークの定義はこの IFSW の定義が採用されているが、「人と環境との相互作用」を実践の焦点とするとともに、この定義では実践における専門的価値として、「人権」と「社会正義」、「集団的責任」、「多様性尊重」が明示された。これらを基盤に、ソーシャルワークにおける専門的な支援活動は展開されていく必要がある。

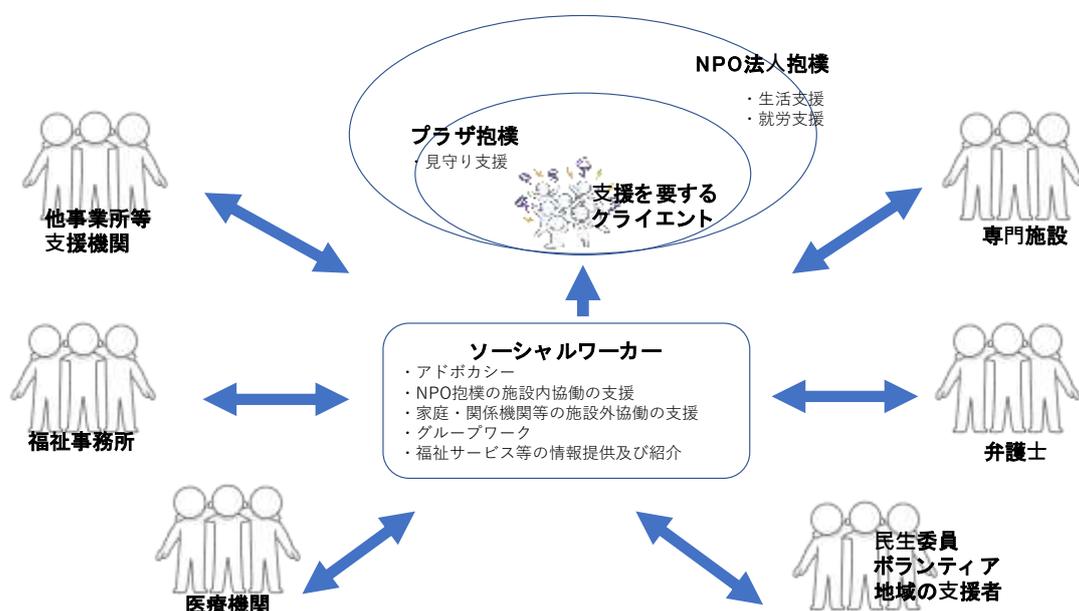
「プラザ抱樸」におけるソーシャルワーク実践のモデル図を図表 3-7 に示す。実践はプラザ抱樸を生活の拠点とし、支援を要する利用者と社会の多様な社会資源との中間面で実施される。主には、障がい等の法律による社会資源が活用できる際の他事業所や支援機関との連携、保護課ケースワーカーをはじめとした福祉事務所等との連携、健康状況の把握や受診同行・情報共有など医療機関との連携、債務の法律相談等専門機関との連携、拘留時等の弁護士連携、親族や民生委員等地域の支援者、ボランティアなどをはじめとした地域住民との交流<sup>13</sup>などその中間面は多岐に渡ることが想定される。ソーシャルワーカーはこの中間面において、①クライアントのアドボカシー、②NPO 法人抱樸の施設内協働の支援、③家庭・関係機関・地域などの施設外協働の支援、④グループワーク、⑤福祉サービス等の情報提供および紹介、を行うことが考えられる。

ここに示す協働による支援を実施していくには、ソーシャルワークのコーディネート機能を高めておくことが必要であると考えられる。特に、地域住民をはじめとしたインフォーマルなものとの様につないでいくかは、これからの地域共生社会の実現においては重要な視点となる。地域住民と「支えー支えられる」関係性の構築を進めていくことを意識し、そのコーディネートの範囲を調整していくことが求められる。

---

<sup>13</sup> ボランティアをはじめとする地域の支援者をどう確保していくかというのは、今後検討の余地がある。

図表 3-7 「プラザ抱樸」におけるソーシャルワーク実践のモデル図



出典:筆者作成

### (3) 「プラザ抱樸」におけるソーシャルワーク支援の課題

#### 1. 支援を困難にする要因

前述した様に、ソーシャルワーカーは、クライアントと地域のみならず、家族、職場などの中間面にも立つ。したがって、ソーシャルワーカーはクライアントのみならず家族などが社会的能力を高めるための支援をする必要がある。しかしながら、ケースによっては、家族との関係を保つことが強いストレスになりうるものも考えられる。この様なケースにおいて、どの程度家族を資源として活用していくことができるかは、今後の課題であると考えられる。

また、ソーシャルワーカーへの聞き取りからは、支援を困難にする要因として、クライアントのスマホ依存、障害受容ができていないケース、変動する精神状態、年齢により使用できる社会資源の差(例えば、18歳までなら児童相談所、20歳過ぎていれば成人としての様々な制度活用が考えられるが 19 歳はどちらも利用できず、また未成年であるため保護者との関係が課題となり社会資源の活用が難しい)などが挙げられた。

#### 2. 就労支援

「プラザ抱樸」を利用する入居者は、共通の課題を持っていることも少なく無い。例えば、「就労の未定着」などが挙げられる。この背景には、本人の発達障がいや家族や周囲に就労が定着したロールモデルがないことが考えられた。ここで、発達障がいのある人の就労定着において向後(2014)<sup>14</sup>は、「就労準備性」が重要な課題としている。この視点から、子ども・家族 marugoto 支援事業など

<sup>14</sup> 向後礼子(2014)「発達障がいのある人の学校から就労への移行支援並びに就労後の職場適

の中で、就労支援をどの様に展開していくことができるか整理していきたい。

まず、「就労準備性」とは①「働く意思と働くことへの理解」、②「自己理解」、③「生活リズムの管理」、④「日常生活スキルの獲得」、⑤「基本的な対人スキルの獲得」、⑥「基本的な労働習慣の獲得」、⑦「作業遂行を支える力の獲得」、⑧「作業遂行スキルの獲得」を指す(向後 2014)。「就労準備性」の基盤となる①「働く意思と働くことへの理解」、②「自己理解」に対する取り組みとして、「プラザ抱樸」ではキャリアカウンセラーによる支援が実施されている。また、③「生活リズムの管理」などは、日常生活支援を通じて日々支援が行われている。

また、⑤「基本的な対人スキルの獲得」、⑥「基本的な労働習慣の獲得」などの獲得には、グループの力を活用することも望ましい。グループワークは、ソーシャルワークの価値を基盤として個人やグループ、社会の目標を成し遂げるために、グループの原理を活用する手法である。同じ状況や関心を持っている共通性のあるグループメンバーが、互いの考えを交流し合うことで問題解決思考を持ったり、グループ内の結束力や同調行為が醸成され一致団結し物事に取り組む姿勢が生まれることが期待される。例えば、Schwartz,W.<sup>4)</sup>は、グループワークにおけるソーシャルワークの機能として、個人と社会が共通の基盤を見出しうるように援助することにあるとし、「相互援助モデル」を提示している。実際に、「プラザ抱樸」でも交流会などを実施し、クライアント間の繋がりを活用している。しかし、現在はまだ効果的なグループの活用には至っていない。今後、この原理を活用しグループワーク実践を行うことで、⑤「基本的な対人スキルの獲得」、⑥「基本的な労働習慣の獲得」、⑦「作業遂行を支える力の獲得」などを獲得することが期待される。

最後に、①「働く意思と働くことへの理解」や⑧「作業遂行スキルの獲得」などの獲得につながりうるのが、就労体験を効果的に活用することである。就労支援の実績に富んでいる福岡県内の A 自立援助ホームでは、福岡県の実施する福岡県立ち直り就労支援事業<sup>15)</sup>を活用し、就労体験を行っている。当該事業は、本来は非行等の問題を抱える少年の就労体験として位置付けられているが、発達障がい等その他の課題に関しても幅広く対応している。専門の支援員が、就労体験を足がかりとし、ハローワーク等の関係機関と連携をしながら就労支援をサポートしてくれる。その効果として、就労体験をすることで利用者に自信がつくことや、働くということへの理解を深め、また、自身に必要な作業遂行スキルを自覚することなどが考えられる。また、発達障害等利用者の特性を理解した就労先の開拓が今後も求められる。

---

応支援の課題』『日本労働研究雑誌』

<sup>15)</sup> NPO 法人福岡県就労支援事業者機構が受託を受けているもので、経済団体や協力雇用事業所の協力を得て、犯罪や非行をした人たちの就労支援や、再犯のない安全な社会づくりに貢献するために実施されるもの。

<https://www.fukuokasyuro.org>

### 3.4 事業の成果と課題

#### (1) 事業の成果

3.1 (1) でも述べたように、「プラザ抱樸」事業が抱える困難な課題があるとすれば、それは既存の支援のあり方や地域という社会が抱える課題そのものと地続きのものとしてある。こうした視点をあらためて確認しつつ、最後に「プラザ抱樸」事業の成果と課題について検討しておこう。

3.1 (3) で述べたように、NPO 法人抱樸による居住支援の中身を敢えて分けるとすれば、次の7つに分類することができる。すなわち、「相談事業」「物件確保事業」「債務保証事業」「入居支援・マッチング支援事業」「生活支援事業」「共生地域連携事業」「看取り・葬儀支援事業」である。

「プラザ抱樸」事業には、もとよりこれらほぼすべての要素が含まれているが、これを「支援住宅」の側面から捉えた際にとりわけ特徴的なのは、何より三つ目の「債務保証事業」の中の一つ「生活支援付連帯保証」の取り組みだという点である。

つまり、不動産業者（田園興産）が提供した住宅に対して、債務保証会社 OFI（オリコフォレントインシュア）と NPO 法人抱樸が連携し、支援を必要とする入居者のための保証人機能を担うことによって、「プラザ抱樸」という「支援住宅」の提供が可能となっている。

NPO 法人抱樸が取り組む居住支援が「人としての営みを一つの全体として支える」ことであるとするならば、「支援住宅」としての「プラザ抱樸」は、人が自らの居場所を求め、人を支え、人に支えられつつ、様々なつながりをかたちづくりながら生きていくための一拠点を提供しようとするものである。

一方、家庭や学校、職場、地域などにおいて、人と人との関係や絆が失われつつある現代では、こうした人としての営みを社会の中で支えるのではなく、あくまで個人の責任と力量のもののみ促していく傾向がいつそう強まりつつあることも事実である。

そのような状況において、多様なアクターがお互いの資源を持ち寄りつつ、「連携」と「支援」の仕組みづくりを通して居住支援に取り組むことは、それ自体が私たちの社会に対して、「住まうこと」についてのオルタナティブな枠組みを提案する側面を有している。

そのような観点から、「プラザ抱樸」事業の成果の側面を捉えようとするならば、まず次のような点を踏まえておく必要がある。

それは、地域や企業、そして NPO 法人のそれぞれが抱えている一見別々の課題を相互に結び付ける（マッチングさせる）ことで、この事業が成り立っているということである。具体的に説明しよう。

まず不動産業者である田園興産が提供している住宅は、もともと学生向けマンションの住宅室であった。ところが、近年、学生の利用が減少し空室が目立つようになることで住宅室という資源を持て余す状況が生まれていた。

他方、債務保証会社 OFI（オリコフォレントインシュア）の業務は、本来、家賃などの債

務保証サービスであるが、やはり近年、借主による家賃の滞納問題が増加しているだけでなく、貸主に対して会社が立て替えた家賃を回収することすら滞るような事態（家賃滞納事故）も発生していた。

そして NPO 法人抱樸とは言えば、困窮と孤立を深める人たちへの支援（とりわけ居住支援）に必要な資金源の多くを寄附などに求めるだけでは、人材の確保や継続性の点からも課題が残り続けることが、組織内で常々議論されているところであった。

これらの課題はそれぞれ別々のアクターが抱えているものであり、それゆえ、一見相互には何の接点もないかのように見える。ところが、それらを困窮者への「居住支援」という視座から見直すことで、お互いにとって「新しい価値」を生み出すことにつながっていることが重要である。

つまり、不動産業者から見れば、空室であった住宅室を「支援住宅」として蘇らせることが可能となり、債務保証会社 OFC（オリコフォレントインシュア）にとっては、家賃滞納問題について解決の方向を見出すことができるようになった。そして、何より NPO 法人抱樸にとっては、困窮と孤立を深める人たちへの支援に必要な資金源の多くを寄附だけに頼るのではない新たな仕組みづくりの方法を見出すことができるようになったのである。

すなわち、ここでいう「新しい価値」とは、それぞれのアクターにとってまさにビジネス（事業性）という観点から、困窮と孤立を深める人たちへの居住支援のあり方を検討することが可能になったということにある。

もちろん、ここでいうビジネスとは、各アクターが自らの利益のみを追求するいわゆる「貧困ビジネス」のようなものではない。そうではなく、あくまで社会的な課題の解決を目的とした「ソーシャル・ビジネス」を意味している。

したがって、今回の「プラザ抱樸」事業の価値としてあげられるのは、何より「ソーシャル・ビジネスモデルとしての居住支援」の枠組みを構築したことにあるといえるだろう。

ただし、繰り返すように、このことは NPO 法人抱樸だけの努力によってもたらされたものではない。あくまで不動産業者（田園興産）、債務保証会社（OFI）との連携にもとづいたものである。

その意味で、困窮と孤立を深める人たちにとって最も必要でありながら、「ホームレス（関係性の困窮）」の状態にあることで最も確保することが困難な居住の問題に関して、何より「社会」の中で解決する枠組みを見出したということが、この事業における最も大きな可能性ではないだろうか。

以下では、そうした点に関連して見出せる本事業の具体的な成果を大きく 3 点に絞って整理しておきたい。

第 1 に、連携したアクターどうしの間で、ひとまず自立した収益構造を確保することが可能になっていることである。

3.1（3）の最後でも述べたように、「プラザ抱樸」の入居者に対して提示される家賃費用は月 29,000 円である。これは、一室あたり月平均 30,000 円の物件を NPO 法人抱樸が不動

業者から 20,000 円で借り上げることで可能となっている。そして、この 29,000 円とは、北九州市における一人当たりの生活保護（住宅扶助）基準額に相当する額でもある。

NPO 法人抱樸は、一室あたりの借り上げ費用と家賃費用との差額である 9,000 円、および入居者から生活支援保証費として支払われる 2000 円を合わせた月 11,000 円分の中から生活支援に必要な諸経費を捻出する（サブリースで運用する住宅室の数が増えれば、それだけ全体の収入が増加することになる）。

そして、債務保証会社には、賃貸保証料として家賃と公益費の額を合わせた 34,940 円が入居者と契約を交わした際に支払われる。入居者が契約を継続する際には、引き続き初回費用の 1%（349 円）が毎月支払われることになる。

こうして、生活保護を受給しつつ生活上の支援を受けながら、単身での生活を送ることができる人たちを対象とした「プラザ抱樸」は、不動産業者と NPO 法人抱樸、債務保証会社との間で、ひとまず完結した収益構造を生み出すことが可能となっているのである。

先述の「ソーシャル・ビジネスモデルとしての居住支援」の具体的な枠組みの一端を、私たちはこの点に見出すことができるだろう。

第 2 に、このようなソーシャル・ビジネスとして成り立つことで、NPO 法人抱樸自身が入居者に対する長期にわたる継続的な居住支援の提供を見通すことができるようになったことである。

NPO 法人抱樸において、支援に必要な資金源の多くを寄附などに求める構造は、人材の確保や継続性の点から課題であり続けていたことは先述したとおりである。だが、上記のような連携にもとづいて収益構造が安定化することは、居住としての空間を安定して提供することができるようになることを意味している。

こうして「ホームレス（関係性の困窮）」の状態にあることで最も確保することが困難であった居住の問題を、NPO 法人抱樸は「社会」の中で解決する糸口をつかんだのである。

第 3 に、安定して居住という空間を提供できるようになったことで、結果的に入居者への支援をより充実させることにつながっていることである。

「プラザ抱樸」に入居している人たちの特徴（相談経路、性別、年齢、収入源、入居前の属性など）は実に多様である。こうした人たちが、ひとまずあらゆる支援のベースとなる居住という空間を安定して確保できていることで、自ずと支援の効果は高まることになる。先のケース分析の中でも、入居者にとって居住という空間そのものが自らの確たる「居場所」となったり、また家族との間で適度な距離を保つことのできる「緩衝帯」ともなっていることが示唆されていた。

一方、NPO 法人抱樸の支援員からのヒアリングでは、「プラザ抱樸」という一定の場所に支援の対象者が集住していることは、自ずと支援の効率を高める側面があることが示唆されている。

いずれにしても、入居者どうしが、こうした保護的でプライベートな領域に安心して身を寄せていることは、そこで受ける支援がより手厚いものとなり、またその効果においてもよ

り届きやすい状況につながっていることは間違いないのではないだろうか。

## (2) 事業の課題

では、人としての営みを支える「プラザ抱樸」事業のこうした成果をより積極的なものとしていくために、今後、さらなる解決が求められる課題とは何だろうか。先述の「ソーシャル・ビジネスモデル」としての枠組みを前提とした上で、ここでは主に支援のソフト面に絞って大きく2点にわたって整理しておきたい。

第1に、専門的な支援スタッフをさらに拡充させていく必要があるということである。支援の充実という点については、先ほど成果として述べたばかりであるが、そのことをより積極的なものとするためにも、あらためて強調しておかなければならない。

3.1(4)でも述べたように、そもそも「プラザ抱樸」の入居者への生活支援は、既存の各事業部の枠を超えた「内部の連携」によって果たされている。だが、一方でそのことは一つの事業部（この場合は「居住支援事業部」）だけでは、入居者への生活支援に必ずしも対応できないことの表れでもある。しかも先述のように入居者の特徴は様々である。それは単にニーズが多様であるというだけでなく、福祉的なケアが求められるケースが多様に存在しているということもでもある。

こうした中で、様々な障害や依存、トラブルなどにも対応できる専門的な支援スタッフを配置することが求められている。それが可能となれば、居住という空間をベースとしながら、いま以上に生活支援の効果を高めていくことにつながるはずである。

第2に、就労先の開拓、またはそのための人材の確保ということである。繰り返しになるが、本事業の目的の特徴的な部分は「「居住」「就労」「生活」の包括的支援」というところにある。だが、実際には「居住」から「生活」を経て「就労」にまで至る包括的な支援は、必ずしも簡単なことではない。

それは、決してNPO法人抱樸の努力が不十分だからではない。むしろそれは、長期間にわたる、また粘り強い生活支援や福祉的なケアを必要とする入居者自身の状態そのものに由来している。だからといって、それは入居者自身の個人的な属性なのではない。そうではなく、ある種の障害が原因であったり、「ホームレス(関係性の困窮)」の状態に至る過程で様々な強いられた、ある種のひずみであったりするだろう。

そのようなことから、こうした入居者にとって求められる、または可能であるような、職種や内容、難易度や時間、職場の同僚や上司の雰囲気など、考慮すべき判断基準は無数にあり、求められるバリエーションも多様である。

その意味で、就労先を開拓することに特化した新たな支援スタッフが求められるのである。このような人材が充足されることで、初めて「包括的支援」としての「居住支援」が実現の方向に向かっていくと考えられるのである。

最後に、「プラザ抱樸」事業を汎用的な仕組みとして定着させていく上で、今後、様々な居住支援団体において求められる視点とはどのようなものかについて示唆することで、本

章のまとめにかえておきたい。

それは、3.1「事業の概要」の中で論じたことの中にすでに含まれているように思われる。今回の「プラザ抱樸」事業の成り立ちを端的に明示するならば、それは「連携の仕組み」と「支援の仕組み」が、それぞれいわば横串と縦串となってある程度のバランスを保ちつつ交差していることにある。

つまり、困窮と孤立を深める人たちへの居住支援の最大の障壁となっている「保証人問題」を外部との横の連携（例えば「生活支援付連帯保証」）によっていったん乗り越え、「居住」から「生活」そして「就労」へと至るボトムアップの支援を組織内における縦の連携（例えば「各事業部の枠を超えた連携」）によって何とか実現しようとしていたのである。

検討の結果、奇しくも NPO 法人抱樸では、支援の仕組みを支える「縦の連携」が必ずしも十分ではないことが明らかとなったが、私たちはこのことを一つの実験的な試みとして前向きに捉えるべきである。

なぜなら、そのように考えるならば、縦串の上位にあたる部分で別の横串を交差させる可能性を思いつくことができるからである。つまり、NPO 法人抱樸が就労先の開拓や就労支援を得意とする活動団体と新たに横の連携を結ぶことである。一見、居住支援とは異なる分野や領域の中に、的確な連携相手が存在しているかもしれないのである。

ただし、これは一つの考え方の事例である。必要なのは各々の支援団体が自ら得意とする分野や領域を自覚しつつ、「保証人問題」を乗り換えるための連携と、「居住」から「生活」そして「就労」へと至る支援の連携の道筋を模索すること。「プラザ抱樸」事業の成果と課題が、私たちに教えていることはそれである。

NPO 法人抱樸の本事業をつうじて、ようやく「ホームレス（関係性の困窮）」の状態におかれた人たちの問題が社会的な課題の俎上に上がることになったと思われる。こうした取り組みの可能性を広げる方法を私たちは社会の中でさらに考えていかなければならない。

## 4. 事業の成果と残された課題

本事業における成果と残された課題について、事業内容とその目的に沿って整理していくことにする。

### 4.1 困窮・孤立状態にある子どもとその家族への伴走型支援

図表 4-1 目的に対する事業と期待される成果

【目的】	【実施事業】			【期待される成果】
	訪問型 相談支援	包摂型 世帯支援	就労体験 ・就労支援	
① 困窮・孤立状態にある（不登校、引きこもり傾向のある）対象者とその家族への訪問型相談支援を実施し、状況の改善や家族も含めた生活能力の改善、社会参加を目指す。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的孤立状態にある子どもとその家族に対して、支援員をはじめとする様々な社会資源が関わることにより、状況の改善と困窮・孤立からの脱出を図る。</li> <li>・義務教育終了後の制度的にも手薄な年代の子どもたちへ高校中退防止支援や就労支援、居住支援、生活支援を実施することにより、就労継続や安定的な生活を送れるようになる。</li> <li>・困窮・孤立状態にある子ども・若者たちが社会から「支えられる」存在から、社会を「支える」存在にもなっていく相互性の共生社会を作る。</li> </ul>
② 対象者への学習支援や居場所支援を実施し、学力の向上や進学支援だけでなく、支援員やボランティアとの関係を深めることにより、相談できる関係づくり、特に高校進学後も相談に来やすい環境を確保する。	○	○	○	
③ 高校性に対して、訪問型相談支援、学習支援及び居場所支援を実施し、学校や進路の悩みを相談できることにより中退を防止する。	○	○	○	

まず、困窮・孤立状態にある子どもとその家族への伴走型支援について、目的に対する実施事業と期待される成果についてまとめたものが、表1である。

本報告書では特に、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が対象者へ与えた影響を軸にして実施事業を分析し、その成果をまとめた。事例分析としては4事例を取り上げていたが、いずれも新型コロナウイルス感染拡大が生活に影響を与えていた。一方で実施事業にもその影響は出ており、特に集合型学習支援とアウトリーチの訪問型相談支援において活動がかなり制約された。しかしそのような状況下にあっても、支援員が粘り強く関わり続けることにより、母親の自立支援が進んだり、あるいは新型コロナウイルスに関する情報に惑わされることを最小限に抑えたり、経済的基盤に影響が出た後も法律的問題も含めてNPO法人抱樞が総合的支援を展開することにより、生活を継続することが出来た点が大きな事業の成果であったと言える。

一方でそこから見えてきた課題点は、①学校の存在意義と社会的機能を「改めて浮き彫り」化したことと、②コロナ禍による情報を巡る影響は親の「社会」との接点の有無が大きい、③伴走型支援の主たる方法である集合型学習支援及びアウトリーチの訪問型相談支援が制

限される、④オンラインでの支援は関係を維持することは出来ても関係をゼロから創るのは難しい、という4点を挙げるができる。こういった課題に対する取り組みとしては、①軽度知的障害やその疑いがある成人が理解できる新型コロナウイルス感染症に関するパンフレットや動画の作成・配布、②支援員が定期的にPCR検査を受けることができる体制の構築（公的責任による実施体制整備）、③感染爆発が起きた場合に備えたバックアップ体制を早急に準備する、以上3点を提起することができる。

コロナ禍はバルネラビリティ（脆弱）な状態にある子ども達やその家族の学びや生活を直撃した。しかしこのような伴走型支援は、このような状況だからこそ有効に機能したと言える。結果、状況の改善や悪化を防ぐことができた。学校へ通い、学ぶことを継続することが出来た。以上から、当初掲げていた期待される成果については、いずれも十分に達成されたと考えることができる。

## 4.2 「居住」「就労」「生活」の一体的支援（「プラザ抱樸」）

図表 4-2 目的に対する事業と期待される成果

【目的】	【実施事業】	【期待される成果】
④ 生活保護世帯や児童養護施設入所者など、高校卒業時に家族に頼ることができない子ども達に対して、「居住」「就労」「生活」の一体的支援を実施し、安定的な生活を継続できることを目指す。	● 高校卒業時、家族に頼ることができない孤立状態にある子ども・若者に対する居住・就労・生活の一体的支援の在り方に関する検討とパイロット事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援を行う支援員が対象者の職場の悩みなどを聴くことにより、就職先企業と連携し、状況の改善や就労継続、もしくは転職支援を行うことができる。</li> <li>● 企業にとっても、単なる「社会貢献」による協力ではなく、人手・人材不足の解消にもつながることにより、協力、継続しやすい。</li> <li>● 困窮・孤立状態にある子ども・若者たちが社会から「支えられる」存在から、社会を「支える」存在にもなっていく相互性の共生社会を作る。</li> </ul>

次に「居住」「就労」「生活」の一体的支援を行う「プラザ抱樸」事業について、その目的に対する実施事業と期待される成果についてまとめたものが、表2である。

「プラザ抱樸」の取り組みについては、5つの事例分析と、支援員が行った実践活動の分析を本報告書では述べてきた。まず事例分析から言えることを整理すると、①相談できる人がいることの重要性、②日常生活のサポートや見守り機能の充実、③初職を退職しても住居

は維持することができる、④支援員が家族等との間に緩衝帯として存在することで関係性を維持することができる、といった点があげられる。

支援活動の内容に目を向けると、ケースマネジメント機能とリスクマネジメント機能を併せ持ったソーシャルワーク実践そのものである。ソーシャルワーカーは中間面において①クライアントのアドボカシー、②NPO 法人抱樸の施設内協働の支援、③家庭・関係機関・地域などの施設外協働の支援、④グループワーク、⑤福祉サービス等の情報提供および紹介を行う。地域住民をはじめとしたインフォーマルなものとの様につないでいくかは、「支え手」と「受け手」の垣根を越えた相互性を持つ地域共生社会の実現においては重要な視点となる。

次に事業としての成果としては①生活保護を受給しつつ生活上の支援を受けながら、単身での生活を送ることができる人たちを対象とした「プラザ抱樸」は、不動産業者と NPO 法人抱樸、債務保証会社との間で、ひとまず完結した収益構造を生み出すことが可能となった、②このようなソーシャル・ビジネスとして成り立つことで、NPO 法人抱樸自身が入居者に対する長期にわたる継続的な居住支援の提供を見通すことができるようになった、③安定して居住という空間を提供できるようになったことで、結果的に入居者への支援をより充実させることにつながった、以上3点をあげることができる。

一方で「プラザ抱樸」のような事業を展開して行くには、課題も見えてきた。まずこのような成果を出すには、入所に至るまでの経路や支援関係機関といった「外部との連携」、そして支援組織（NPO 法人抱樸）がもつ機能を横断的に活用する「内部での連携」のあり方が重要である。さらに、様々な障害や依存、トラブル等にも対応できる専門的なスタッフを配置することが必要である。同時に、多様な入居者に合せた職種や内容、難易度や時間、職場環境なども多様かつ支援的な受け入れが求められる。そのための就労先の開拓やそのための人材の確保が必要である。このような「連携の仕組み」と「支援の仕組み」が横串と縦串となって、ある程度のバランスを保ちながら交差して居るという点を忘れてはならない。最後にケースによっては、家族との関係を保つことが高いストレスになるものも考えられる。この様なケースにおいて、どの程度家族を資源として活用していくことができるかは、今後の課題であると考えられる。

以上から、本事業において期待される成果は十分に達成されたと考えられる。「プラザ抱樸」という取り組みが、児童養護施設退所者のみならず、家族などに頼ることができない子どもや若者にとって居場所であり、自立するための拠点となることは十分に期待することが出来る。同様な地域生活課題に取り組む支援団体等にとって、事業モデルの1つとして参考となることがあれば幸いである。

2020年度 赤い羽根福祉基金 助成事業

高校中退防止と困窮孤立する子供への居住就労生活の総合支援事業  
報告書

2021年3月

特定非営利活動法人 抱樸

〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2丁目1-32